

東京地裁判決を受けての市の対応に係る保護者説明会 会議録

日時：令和6年4月13日 午後1時00分～午後4時37分

会場：くりのみ保育園

参加者数：30人

○中島保育課長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、東京地裁判決を受けての市の対応に係る保護者説明会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会を務めます保育課長の中島です。よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、開会させていただきます。

最初に、本日の参加者をご紹介します。市長の白井でございます。

○白井市長 市長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

○中島保育課長 副市長の神山でございます。

○神山副市長 神山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島保育課長 子ども家庭部長の堤でございます。

○堤子ども家庭部長 堤です。よろしくお願いいたします。

○中島保育課長 保育施策調整担当課長の吉田でございます。

○吉田保育施策調整担当課長 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○中島保育課長 また本日は、くりのみ保育園の園長と職員、保育課の職員も参加をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明会の前に3点、ご案内をさせていただきます。

1点目、携帯電話やスマートフォンなど音の鳴る物は電源をお切りいただくかマナーモードにするなどご協力のほうよろしくお願いいたします。また2点目です、個人のプライバシーへの配慮の対応のため参加者の方による動画、写真の撮影、音声の録音はご遠慮いただきますようお願いいたします。こちらの説明会につきましては、市のほうで録音をさせていただきますして、録音をした音声を基に個人が特定できないよう配慮した議事録を作成し、今後、市のホームページなどで公開をしていく予定となりますので、ご了承いただければと思います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただければと思います。お手元の資料をご覧いただければと思います。

次第書のほか配付しております資料は2点となります。「東京地裁判決を受けての市の対応について」の資料が一つ、「小金井市立保育園の在り方検討委員会の対応」という資料が一つとなります。不足がございましたら挙手にてお知らせください。職員のほうがお渡しいたします。

次第を改めてご覧いただければと思います。本日の進行につきましては、次第の2と3を一括してご説明させていただき、その後、次第4としまして、質疑応答の時間を取りたいと考えております。本日の説明会は1時間半の予定となりますので、円滑な議事進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会を進めさせていただきます。

次第の2としまして、市長挨拶になります。市長の白井よりご挨拶をさせていただきます。

○白井市長 改めまして、皆さん、こんにちは。市長の白井でございます。

本日は、大変ご多忙の中、説明会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃より小金井市保育行政に多大なるご理解とご協力をいただきまして感謝を申し上げます。

本日は、2月22日に東京地裁判決が出ました小金井市立の保育園廃止処分取消等請求事件に関する東京地裁判決を受けて、今日に至るまでの経過と今後の対応について、皆様にご説明する場として設定いたしましたところです。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事の経過を含めて、この後、子ども家庭部長のほうから説明をさせていただきますが、まずは冒頭、私のほうから2点おわびを申し上げます。

まず1点目ですが、西岡前市長によってなされました、くりのみ、さくら保育園、この2園の廃園を決める条例の専決処分が、先ほど出ました東京地裁判決では、この内容についても後ほど詳しく説明いたしますが、「専決処分は違法である」ということが判断されております。これについては前市長のときに行ったとはいえ、今、西岡氏は小金井市役所にいらっしやいませんし、私自身が今、市長でございますので、まずは小金井市役所として、裁判所から違法と判断されるような専決処分を行ってしまったことにつきまして、心からおわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

この専決処分によって、0歳児、1歳児の募集が既に停止し、2年の廃園が進んできました。この専決処分は、あらゆる関係者の皆様に多大なる影響があったと認識してい

るところでございます。

もう一点は、市立保育園の在り方の検討及び条例改正に時間を要するというところでございます。東京地裁判決では、「専決処分は違法」「条例は無効」、このように判決理由の中で示されておる状況ではございますが、現在、私たちは条例改正を行うことができず、今後の市立保育園の在り方と課題の整理を踏まえた上で条例改正をするという手続を想定して動いているところでございます。しかし、これには大変申し訳ありませんが、一定の時間がかかることとなります。

私自身の市長選挙時の公約では、専決処分された条例と新たな保育園の見直し方針、いわゆる廃園方針、これの撤回というものを掲げておりましたが、現段階において保育士体制や園舎の老朽化も含めました市立保育園を取り巻く課題対応の整理が必要なことから、直ちに取り組むことができないということでございまして、心よりおわびを申し上げます。申し訳ございません。

説明の後、質疑応答の時間も取っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、経過と対応について、子ども家庭部長のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 それでは、次第の3のほうになりますけれども、東京地裁判決を受けての市の対応について、地裁判決とその後の対応について、ご説明させていただきたいと思えます。着座にて失礼いたします。

資料のほう「東京地裁判決を受けての市の対応について」をご覧ください。

まず判決についてです。1のところですが、2月22日に東京地方裁判所第51部のほうで判決が出ました。1は専決処分による条例の制定処分の取消等を求める訴え。これは、この最後のほうにあります「却下する」と。要件を備えていないとして内容に踏む込まず、いわゆる門前払いとして訴えが退けられました。

その後、2のところです。さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消すということになっています。この後に続く判断のところでは、専決処分が違法であり、専決された条例が無効であるというふうに裁判所の考え方が述べられています。ですので、このさくら保育園の施設利用を取り消すだけではなくて、取り消すと申請があつて、審査があつて、利用の可否についての通知が行くわけですが、通知の前の申請中の状態に戻っているわけです。その上で専決処分は違法、無効というふうにされていますから、専決される前の条例に基づいて対応しなければいけないというのを裁判所は述べている

ことになります。ですので、そのお子さんを専決される前の条例に基づいて手続をやり直す、進めるということが求められるわけです。

3番のところは、いわゆる損害賠償として10万円及び利子に当たる分を支払えと命じるものです。

4は、それ以外の請求は棄却する、内容に踏み込んで退けるということです。

それから5は、裁判費用の負担ということです。

ここでちょっと難しいところがあるんですが、行政訴訟についての法律では、2番、3番のところに関連して、その事件についてという規定がされていますので、これをどういうふうに理解するかということなんですが、この判決、専決処分前の条例に基づいて、2番、手続をやり直すという部分については、原告に、この事件について効力が及ぶ。原告以外の方については、直ちに法的に専決処分前の条例で対応しなければいけないというふうな法的義務が生じるわけではないということです。ただ、法的義務が生じるわけではないんですけども、その上で政策として、どう対応するのか。その対応が求められるというのが、この判決の部分から導き出されるところです。

2番についてです。この判決について、3月5日の本会議で市長報告をさせていただいたんですが、市として、市長の強い思いにより控訴しないとしています。理由については、読んでいただいたとおりですが、原告の方、そして、その子さんをこれ以上不安定な立場に置けない。速やかに預かる必要があるということと。2番、専決処分が違法であると判断した裁判所の判断に市長として異議がないということになります。3月7日が控訴の期限でしたので、控訴をしなかった。原告の方もしませんでしたので、この判決が確定するということになりました。

その上で原告の方に対して、専決前の条例の考え方に基づいて手続を進める、速やかに預かれるようにするということと、10万円と利子の支払いをするということは当然求められるのですが、その上でポイントとなるのは、裁判所として専決処分は違法、無効であるとしたことは重いですので、それに対して、どう対応するのかというのが求められているところなんです。現在15人、この当時のときの説明では十数人というふうに議会ではまだ確定してなかったので説明していたのですが、この4月1日現在で見たとき、市内公立5園で配置しなければいけない保育士の数、配置すると決めている保育士の数に対して、実際に勤務している保育士の数を差し引きすると、15人のマイナスという状態になっています。これに加えて朝夕パートを募集しますけれども、そちらの手

が足りないとかということもありまして、ほかにも育休中の対応とかのことがございまして、安定的な保育体制を確保できない。保育士体制が整わないので0歳、1歳児の募集を直ちに行うことができない。そして、安定的な保育体制を確保していくために市立保育園の在り方を整理して条例改正等を進めていく必要があるというふうに考えたというものです。

4番の部分に関連しては、資料の2枚目のほうで説明させていただきます。1枚おめくりいただいて、小金井市立保育園の在り方検討委員会の概要をご覧ください。

判決を受けて控訴をしないということを決めて、その上で在り方が必要だという中で市役所としては異例なんですけど、開会中の3月の議会の最終日に、急ぎ議案を整えて、この在り方検討委員会の設置条例と関連の補正予算案を上程して、25日、その日の即決でご議決いただきました。

在り方検討委員会については、一昨年にも上程して議会のほうで否決されているものなのですが、この状況を受けて、議会にも説明をして、過半数のご理解を得て可決をいただいたものと思っています。

また、検討委員会については10人以内の委員で構成されます。学識経験者、保育に関する事業に従事する専門職と市立保育園を利用する児童の保護者、公募市民等で、このうち市立保育園を利用する児童の保護者として2名以内と条例で規定してございまして、5園連のほうに推薦を依頼したいというふうに考えています。

この上で、さらに在り方検討委員会のほうでは幅広い市民の意見を集めて議論の土台としていくために、アンケートとワークショップと児童インタビューをしようというふうにしています。アンケートのほうは公立保育園の保護者の方と、それ以外に無作為抽出の市民の方、通常どおりだと2,000名ということになるんですけど、それぞれにアンケートを取るんですが、ちょっといつもと違うのはウェブアンケートを基本でやりたいと考えています。すぐ集計、速報ができる。回答のほうもしやすいからです。ただ、その上で手が不自由な方とかに対しては郵送等での対応を考えています。

ワークショップについては、アンケートの中で参加希望を伺いまして実施したい。内訳としては、1回に30人で、15人は保護者の方、15人はそれ以外の市民の方からという形で、2回やりたいと考えています。

児童インタビューについては、やはり子どもの権利とかという子どもの権利条例を小金井市は持っていますし、あと、こども基本法が昨年4月施行されましたけれども、子

どもの意見を伺うということでインタビューを公立保育園に通っている園児と、それ以外の同年代の園児、議論に必要なと思っているんですが、少なくとも園児を中心にインタビューを行いたいと思っています。

スケジュールのほうなんですけど、今年この4月から予算が使えて、委員公募とかの広報4月15日号に載せていますけれども、4、5月はどうしても準備にかかってしまって、6月に第1回と考えています。そして、来年5月の答申をいただいて、その後、市の現行の方針を改定して、パブリックコメントをして、条例を出したいと。それで何とか令和7年9月の議会にというふうに思っています。

私たちとしても、こうすると4月の入所に反映できるのは令和8年4月ということになってしまうので、時間を要するということで非常に苦しいところなんですけど、昨年は8か月の検討期間で条例を上程して議会の理解が得られないで否決されてしまいました。今回はより踏み込んだ内容のところまで議論に及ぶ、園の数とかという意味でも何とか少しは増やしましたが、12か月9回の議論で答えが得られるように最大限の、私としても、今まで担当した市民参加の中でも一番タイトだと思っていますけれども、対応したいというふうに思っているものです。8月のところでアンケートを行い、10月に、それまで公立保育園としてどういうことが求められるかということと、それから今の方針にも書かれているのですけれども、園舎の老朽化、それから保育士の確保等の課題、ほかにも財政とかありますが、課題に対してどんな課題があるかということをもとめてワークショップで参加された方から、これは分かる、これは難しいみたいな意見をいただく。その意見を材料として、今度は、では、どんな対応ができるか。五つの園が必要だということになってくれば、それに対して財政とか保育士の数をどういうふうにしていくか、逆にとかということをもとめていきまして、その解決策の組合せを考えます。それについて、A案、B案にみたいになってくるというふうに思っていますけれども、それをまたワークショップのほうに問いかけて、どう思うかと。その上で最後の2回で答申案をまとめていく。そして、先ほど申し上げましたが、その上で市長としての現行方針の改定を行って、パブリックコメント通して、9月の議会に上程して、次の募集等につなげていきたいというふうに考えているところです。

判決を受けて、条例を直ちに元に戻すことを考えました。市長としても、それは公約なので。ただ、その上で、募集状態が保育士体制的にその定員で募集できるかというところがネックだったんです。市長として、その定員で募集できないだろうという中で、

自分が実現できない条例を同じ市長として提案することの疑義があり、この在り方を検討することで安定的に解決するというのを最短で、最短でといってもこれだけ時間がかかってしまうんですが、お出しして、保育を守る、つなげていきたいと考えているものでございます。

雑駁ですが、説明は以上で、あと質問点、疑問点、あると思いますので、お答えしていきたいと思っております。

【質疑応答】

○中島保育課長 それでは次第の4 質疑応答の時間に入らせていただければと思います。

質疑につきましては、なるべく多くの方のご発言をいただきたいと思っておりますので、一問一答の形でご協力のほうよろしくお願ひいたします。

なお、ご発言に際しまして、お名前は言っていたかなくて結構でございます。ご質問のある方は挙手をいただければ、会場内の職員がマイクをお持ちいたします。それでは、ご発言のある方、挙手をお願いいたします。

○参加者 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

まず最初になんですけれども、このような機会をいただきまして、いきなりで大変恐縮なんですけど、今、いただいた内容なども踏まえて、多分この後皆さんからお話があるかとは思いますが、くりのみの父母会として要望書のほうを提出させていただきたいと思っております。私、前期会長を務めておりましたので、私とあと、実は今日、引継会が午前中ありましたので、新役員のメンバーとも相談をさせていただきまして、新旧役員合同で要望書のほうを提出させていただきたいなと思っております。

大人の事情等いろいろあるかと思うんですが、私たち子どもを預けている父母としては、やはり早急に0歳児、1歳児の募集を再開していただきたいという強い要望がありますので、それを実現していくためにどうするかというところを考えていただきたいというための要望になるので、まずそちらをお渡しさせていただいてもよろしいでしょうか。

(要望書提出)

○参加者 ありがとうございます。そちら、回答期限を設けさせていただいておりますので、今日のお話とはまた別でご回答のほうをいただければと思っております。4月末を期日にさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日、皆さんいろいろな意見をいただける、されると思いますので、ぜひ前向きな意

見を言っただけだと思しますので、よろしくお願いします。

以上です。

○中島保育課長 そのほかご発言のある方は挙手をお願いいたします。

○参加者 ご説明ありがとうございます。

今後の話について、条例を改正した上で保育園の募集を、0歳、1歳児の募集をするということに向けてだと思うんですけども、選択肢として、条例を改正するけれども、募集は保育士の体制が整っていないからできないということを取る選択肢もあるのかなというふうに思っています。今、この小金井市の保育士が足りない状況、全国的にもそうかもしれないですけども、足りない状況は、そういう条例が、廃園条例があるからというのも一因じゃないかというふうに思っています。その公務員は安定した職業だと思うんですけども、そういうところ、それがメリットのはずなのに、3年後になくなるころに来たい人は、あまり来たい人はいないじゃないかと思っています。そういうこの条例の下、条例が効力がある状況の下だと、保育士が集まらないという状況は変わらないんじゃないかというふうに思っています。

なので、例えば、その条例を改正した上で、廃園は取りあえず考えます、考えますというか一個前の状態に戻して、未来が書かれている状態ではないんだというのを示した上で、のほうは保育士の人たちが来るみたいな、そういうのもあるのかなというふうに思っているんですけども、そこら辺というのは、検討の俎上というかプロセスの中で検討されたのですか、それをお伺いしたいです。

○堤子ども家庭部長 まず、先ほど私のほうから説明したとおり、条例を元に戻した上で、率直に言うと、保育士体制的に戻した条例の定員で募集できるのかというのは難しいという思いがありましたけれども、それでも条例に戻して、その上で受入れ可能な募集等を行うという方法で、条例に戻すことを最初に考えました。ただ、それについては、その定員数での募集が実現しないところで、その責任がある市長が条例案を出すのはどうなんだというふうな疑義がついた。それで条例の改正については安定的な体制の確保とセットになるのでということでは在り方の検討が必要だと。在り方の検討が必要だというのは、白井市長の議員時代の意見でもございますけれども、そういうふうになってきた。だから、条例を元へ戻すことを考えたんですけども、それは役所的にどうなんだという疑義がついてしまっているということです。

○参加者 どうなんだというのは何ですか。気持ち的に止めておいたほうがいいんじゃないとい

うものなのか。それは、どういう理由で、そこはなくなったんですか。

○堤子ども家庭部長 表現が難しいんですけども、明確に違法とは言えないまでも、自分が実現できない条例を出すとなると、もちろん市長として実現責任がおありですから。それは明確に違法だとかというふうな言い方ではないんですが、できないものを出すのは違法チックというか法律적으로よろしくないのではないかとというふうな疑義がついたんです。

○参加者 それはできないんですか。

○堤子ども家庭部長 自分が目指すものを、目指す実現できるものを市長として出すなら分かるんですけども、できないというふうに分かっているでしょと、今は、そのできないという条例を上げるのは法律的にもよろしくないのではないかとという疑義がついてしまったんです。それで、在り方を検討した上での条例改正をしようというふうな流れにしているということなんです。

あと、廃園というか段階的縮小で、さくら保育園、くりのみ保育園が廃園になってしまふということが保育士の応募に影響を与えているのではないかとということについては、そういうふうな面もあるのではないかと考えています。ただ条例を、方針を撤回すれば安定して応募していただけるとは限らなくて、やはりこの後の中長期的に小金井市は保育をどうしていくのか、公立保育園をどうしていくのかというのが固まらなければ、段階的縮小を撤回しても、この後どうなるか分からないという不安はあると思っています。そういう意味でも在り方をしっかり検討、しっかりといても時間をかけられませんので、僕としては最短でという思いなんですけれども、最短で在り方を検討する必要があると思っていますということなんです。

○白井市長 最初に募集を再開できないことについて、今、部長のほうから説明がありましたけれども、ここについてもう一つ言っておきますと、私自身の力不足ということでもあります。今回、廃園に向けて、いわゆる段階的縮小を2年間続けてきたわけです。それに基づいているんな行政計画ともひもづいていますので、その整理もやらなくてはならないという状況です。また、今回の判決への、どういう判決が出るかというのも、正直分からなかったわけですけども、それに対する準備ができていなかったということも含め結果的には保育士体制として受け入れられる状況にはないということ。それを踏まえて直ちに条例改正ができる現状ではないということなんです。ですので、そういう点でも大変申し訳ないと思ってます。

あと、廃園、保育士が足りない状況は、廃園が決まっている園だからというようなこ

とで、これ、実は午前中さくら保育園でも同じ話をいただいています、ご意見をいただいています。これについては、部長も言いましたように、それが一因であるということは私たちは否定することはできません。やはり集まりにくい、小金井市が募集をかけても集まりにくいというのは、これまでの小金井市に関する、保育園に関する廃園問題も含めて、いろんな問題というのが報道もされていますし、そういうところに働きに行こうと思う保育士は、小金井よりも違うところを選ぶという、そういう方が多いのではないかなというのは簡単に想像できることだと思っています。

ただ一方で、現状小金井市としては、何園これからどういう役割を持って公立園を運営していくんですよということも、あまり明確になっていないのも事実です。いわゆる廃園方針の中では、わかたけ保育園含めて3園廃園という方針になっています。では2園をちゃんとこういう役割を持たせて永続的に位置づけられているかという、そういうアウトプットは何もないんです。これまで公立保育園の役割、在り方について、学識者を踏まえて市としてしっかり検討、協議をして、アウトプットとして方針として残しているかという、それがないわけですので、まず募集できないというものとはちょっと話の違うところではありますが、今も大事。特に今日お集まりの皆さんからすると、今の保育が大事ということは私たちも認識はしておりますが、それに加えて、中長期的にも、これからの小金井市としての公立保育園、どういう役割を果たすべきであって、どう残して、市全体の保育の質の維持向上にもしっかり資する行政として役割を果たしていくか。ここを明確に位置づけないといけないと思っておりますので、今回の在り方によって、しっかりと役割を明確にし、公立保育園は逆に何園、こういう役割を持ってちゃんと運営していくんですよというのを位置づけることによって、今まで廃園という話があって、これからどうなるの、よく分からないという不安定な状況とは、また違う、これからの小金井市としての保育園としての、ここで働きたいと思う人を増やしていくということにもつながるかなとは思っているところです。

ですので、今すぐできることは何かと問われると、我々としてはなかなか回答に窮するところで、今できることをやるというしかないのですけれども、これからのことも考えたときには、この在り方というのは非常に重要になってくるというふうには思っています。

ですので、本来でいくと、こういうことはもっと前からいろんなことを在り方も含め

て取り組んでやっておくべきだったことなんです。ところが、そういうことになかなか取り組まず、民営化、そして廃園という話になって専決処分。こういうことで、ある意味いびつなプロセスを踏んできたなという今、反省点がございまして、今の段階から我々として足りない面、何ができるかということを考えて取り組まなければならないというふうには思っているところです。

ちゃんとした回答になっていないところもあるかもしれませんが、そういう思いがあるということだけはお伝えしておきます。

○参加者

ありがとうございます。先ほど市長のご説明なさっていた中長期的な視点をもって公立保育園の在り方を検討することはとても重要なことだと思っております、1年前の春頃の説明会で伺っていたときよりも一歩前進したなという印象はあるんですけども、在り方検討委員会のスケジュールを見て、令和8年4月にこの在り方検討委員会の一つの結果が出るというようなご説明が先ほどあったかと思うんですけども、その時点でくりのみ保育園は2学年しか在籍していない園になってしまうんです。なので、一歩進んだなという印象はあるんですけど、でも動く歩道に後ろ向きに立って、そこでやっと一歩進んだという印象しかなくて、そうやって全体的に見れば、段階的縮小を止めないことにはどうにもならないことだと思うんです。

もちろん在り方検討委員会はとても大事なことで、それはもちろん進めていただきたいんですけども、それとは別に条例を改正する。それがまず一歩。その手を打って動く歩道を止めてもらいたい。先ほど実現不可能な条例をつくるのはよろしくないというお話があったんですけども、そもそも裁判所も判決において、今ある廃園条例が違法だという判決が出ていながら、違法な条例が市にあるということをどうお考えなのか、お聞かせ願いたいです。

○堤子ども家庭部長 判決で、特に2番と3番の判決主文に関連した判断のところで「専決条例は違法であり、専決された条例は無効である」という裁判所の考え方が示されております。このことは非常に重く思っています。

その上で、役所として難しいところなんです、この裁判所の考え、判断はできているんですけども、この判決の効力が直接及ぶのは原告に対してだけなんです。言い方を代えれば、原告以外については専決された条例の効力はあると言えはあるということになります。この不安定な状態をどう解消するかということになるのです。

政策的な選択肢としては、それは募集が再開できる状況であるかということに関わっ

てくるんです。先ほどさくら保育園でもご説明したのですが、結局さくら保育園、1歳児クラスークラスをつくれるかというところすら厳しいというのが今の状態です。そうすると違法、無効とされた条例があるこの法的な不安定は非常に厳しいからこそ、そこを何とかしなければいけないんですけど、ジレンマではあります、在り方がないので在り方をつくるというプロセスを踏んで、また市長が先ほど言ったように、公立保育園は何を担うのか、何を守り、何を残すのかというところを固めるという認可保育園としては公立も私立も変わらないというところから、もう一步踏み込むことが必要なんです。そこがあるので、直ちに条例改正をすることは、違法、無効と指摘された厳しさがあっても難しいということになるんです。

○白井市長 最後のところが質問だったと思うのですが、結局、いわゆる裁判所から専決は違法である。条例は無効であると書かれて判断された。その状態について、どう思っているんですかという話だったと思うんです。

最後、お答えをしましたが、その状態がいいとは思っていないということです。じゃあすぐ戻したらというご意見だと思うんですけど、これがちょっと我々として、今、行政としてできる状況にはないということなんです。これは大変お恥ずかしい話になりますが、保育士の体制もそうですし、ずっと言われていた、じゃあ戻した後どうするという解決策を我々は今持ち合わせていないとか、それじゃすぐにどうしていくということをご説明できる状況にはないんです。

ですので、それをもう一回改めて整理するということも踏まえての在り方の検討をどうしてもやらざるを得ない。その上で、その内容に沿って保育業務の総合的な業務の見直し方針を修正し、それに沿った条例改正をするという手続を我々としては踏まざるを得ないという判断なんです。ここが恐らく、保護者の皆さんはいや納得していないよという話だと思います。それをその納得感がないというのも、我々は、変な話ですけども、分かっています。保護者の皆さんの立場からすると、すぐ戻してよという思いなんだろうなというのは思っていますので、非常に歯切れの悪いお答えの仕方になってしまっているんですけど、我々として、実態として、これができる状況にはないし、正直言いようがないんです。

ただ繰り返しますけれども、違法と判断された、無効と判断されたものは、そのままでもいいとは思っていませんし、議会も、その3月5日の市長報告で控訴しませんというご説明をしたときに、そのときにも、この不安定な状況と私たちも認めていますし、条

例改正が必要だということも、議会でも述べてきたところではありますので、この状態が決しているとは思っていないということです。

○中島保育課長 後ろの方、先にお手を挙げられたので、帽子をかぶっていらっしゃる方。

○参加者 ご説明をありがとうございます。私は令和4年3月に子どもがこちらを卒園しまして、廃園問題が上がったときから、こちらの園にお世話になっていたんですが、まず市長が市議のときからの市議会の内容も一通り見させていただいて、多分白井市長のスタンスとしては、市議のときから、現在の廃園案は多分賛成ではない、むしろプロセス自体に反対だけど、廃園を進めたいということではないと思うんですけども、廃園自体に反対だったとは思いません。思えないというか、そういうふうにおっしゃっていたかと思います。間違っていたら訂正をお願いします。

なので、今回この資料を見させていただいたときも、廃園ありきで考え、流れを組まれているのかなという印象を受けました。小金井市立保育園の在り方の検討委員会対応というところで、早くも最低でも令和8年4月の募集になることになるとおっしゃっていたんですけども、こちらのスケジュールのウェブアンケートを取ったり意見を皆さんから聞いたり、あと解決施策などを求めて検討していくということなんですけれども、そこで検討した結果、できない方向になるんじゃないかな、可能性大ないんじゃないかと私は思っています。

財政の面は私はちょっと不勉強なところもあるし、小金井市がどういう状況か分かっていないですし、何で保育士が足りないのかということも、何とかできないのかというの、私はちょっと不勉強なので方法、ちょっと突っ込めないんですけども。白井市長になるときの公約として、この廃園案を戻すというところがあったのであれば、一度戻すべきところではあるかなと思って、何とかならないではなくて、何とかするほうに持っていかないといけないんじゃないかなというのは一つ思っています、それは。

あと、こちらは意見というかあれなんですけど。私、今1歳の子どももいまして、去年保活をしました。くりのみに入っていたこともあったので、いろんなところを希望しちゃうというか、園庭があったほうがいいのか、そういうところを見て、一次募集は最低限の園を書いたんですけども、そこは全部落ちました。もちろん二次募集しますということがあったんですけど、二次募集のときは家に近いところで1件はあると書いてあったんですけど、見学に行ったところ、園庭はあるんですけど近所の方のクレームで幼児しか使っていない。乳児はたまにで、行事には使っていないと。プールも仕方なく幼児

は出しているけれど、幼児に対して静かにプールをきなさいということを出していると言っていて、プールは声が出しているから楽しいんじゃないかなと思うんですけど。そういう園でも園庭ありとしてカウントされている園があって、それに関しては悔しいというか、下の子に対して申し訳ない気持ちで、今、保育園に慣れる保育をさせているところなんです。

くりのみが廃園になってほしくはないんですけども、その在り方検討委員会、これで具体的に何を話すかというところも不勉強でよく分かっていないのですが、そういった公立だけではなくて、私立にいい影響を与えられるような検討を進めていただきたいというのがありますし、本当にくりのみ、昔から建っているということもあって、皆さん近所の方の理解もあって、園庭も広いですし、お祭りとかで騒いでもクレーム、あるのかもしれないですよ。できているし、プールだって大きくて騒げるし、そういうところを潰してしまうという、潰してしまう、まだ潰れていないんですけど、潰してしまうほうに持っていくと多分思っているんで、ここはいま一度考え直すではないんですけど、致し方ないというところも私は分からなくはないですし、皆さんの善意で成り立っているのも理解していますし、廃園、今後建て直しにお金がかかるというのも分かるんですけども、そこは市長も公約されていたとおり、一度、皆さん、戻してから在り方を検討するというのが一番納得いく流れなのではないかなと思うんですが、そちらはいかがでしょうか。

○白井市長 様々のご意見をありがとうございます。

まず、もともと市議会議員のときからもそうですし、廃園というものに対して、どういうふうに捉えていたかというのを改めて簡単にご説明をいたしますと、私自身は、例えば民間委託も民営化も廃園もそうですけれども、そういう運営方式を変える手続そのものは否定しないよということはずっと言ってきました。あわせて言うと、公立保育園は5園そのまま維持すべきかどうかということ、私自身は別にそれを絶対そうすべきだとも言ってきたことはないです。ただ、そこは誤解のないように言っておきますと、これだけ民間保育園が増えている中において、公立保育園は公立保育園としての役割はまさにあると。それをしっかりと定めながら、改めて小金井市としては公立保育園をどういう役割を、どういうふうに持たせて、民間園と連携していくかと。結局公立保育園が私としては中心となって市全体の保育の質を高めていく役割を持っていると思っていますので、それをしっかりと考えて位置づけて、どういう運営方針にするべきか。何園残

す、何園維持すべきかというのをしっかり決めるべきだということをずっと言ってきたんです。これは市議会議員のときからずっと言ってきたことですし、今でもその思いは変わっていません。

ですので、廃園ということ自体を別に反対するわけではなく、ただ、これまでの西岡前市長のときの当時のやり方には反対してきました。なぜかという、そこの大事なところを全くやらずに、結論として3園廃園しますというところから始まった。結果的にそれを専決処分するという、さっき私が冒頭で行政の長として謝りましたけれども、前市長のやり方そのものはあまりにもおかしいなということを思ってきたところです。

今は廃園ありきで流れが組まれているのではないかというお言葉をおっしゃっておりますが、今回、在り方を検討するというのはある意味、今、廃園方針、廃園だという方針があつて、その廃園がある程度進んでいますが、それでいいのかということも改めて考えるきっかけになるなと思っているんです。特に結果的には今回の在り方の検討をすることによって、公立保育園は今後どういう役割を果たしていくべきかという、その役割をしっかりと明確にし、そのためには今の現状において、市として何園どのように維持していくのかということをしっかり定めたいと思っているんです。

ただし、これ、正直申し上げますと、5園を今のまま維持するというのはやはりかなり困難であるということは、今回この在り方の条例を提案したときにも議会で述べたんですけれども、やはりかなり厳しい状況にあるということは間違いないです。でも、その上で、どういう役割をもって、どういうふうは何園維持していくのか。これをしっかりと議論した上で定めたい、そういうふうにしていきたいということなんです。ですので、今現在、この2年間、廃園そのものが段階的縮小が進んできたのは事実です。それを撤回できていないというのも、おっしゃったようなことがご意見として出てくるのも、状況としては、こちらとしては否定ができない状況にはあります。ただ、何をどうなるかという結果は今お約束はできませんけれども、さっき申し上げましたように、これも繰り返しますけれども、皆さんにとっては今の保育は当然大事だと思うんですが、今だけではなく中長期的に公立保育園が市全体の保育の質の維持向上に向けたことも含めてどうあるべきかを、今ここでしっかりと議論して整備をする必要があるという考えなんです。

本来でいくと、これを言っても仕方がないんですけれども、もっと前にその議論をしっかりとやって、民営化なり、もしかしたら廃園という結論になるかもしれないですけ

れども、やるべきだったと。近隣の自治体は全部それをやっていますから。そういう方針をしっかりと議論して決めた上で、幾つかの公立保育園を民間委託したりとか、民間移譲をしたりとかというふうに整備をしてきている。整備という言葉が適切かどうか分かりませんが。それは逆に言うと、残す保育園をしっかりと安定的にその役割を果たすための機能を持たせて維持する。そういう仕組みにしていくというやり方をやってきたと。小金井市は、いろんな紆余曲折もあって、そういうちゃんとした議論をやってこなかった。これは本当に行政としては責任があると思っています。それによって、今、会話している皆さんに、こういう気持ちにもさせてしまっているという点は大変申し訳ないんですけれども。今ここでやるべき議論と、これからに向けての考え方をしっかりと整備するということが、私は小金井市としてもやらないといけないことだと考えていますので、お答えになってないかもしれないですけども、今はそういう思いといいますか、今後に向けてどう考えていくかというのを、お答えとしてさせていただきたい。

○中島保育課長 先ほどお手を挙げていただいたので、一番奥の方から順番に今挙げていただいた方。

○参加者 お時間をいただいてありがとうございます。

裁判の結果が出て、控訴しないということになって、直ちに募集を行うことがないにしても、準備が整い次第、募集も再開して廃園しないんじゃないかと保護者はみんなそういう期待をしていたと思うんですけども、今一体どういう方向に進んでいるのか。正直ワークショップとかインタビューとか、よく分からないことばかりで、どこに向かっているのかなという。準備ができ次第、募集も再開して、くりのみもさくも廃園しないと思っていたんですけど、今の市長の話だと、やっぱり廃園はするという事なんでしょうか。

○白井市長 そこも含めて、もう一回整理をしないといけないということでなんです。ですので、廃園をしないと廃園をするということも、今現在としては、私の口からは。

○参加者 どっちに進んでいるんですか。廃園しない方向で準備を進めて頑張っているのか。廃園するほうを固持しちゃっているのか。どっちに向かっているのかだけでも知りたいなと。あの裁判は何だったのかなという。原告の方だけ入園できたら、みんな裁判を起こさなきゃいけない。訴えはどこに向かって、あの裁判は何だったのとみんな思っていると思います。今、どこに向かっているのでしょうか。行政は、もちろん保育士の人数が足りないから、今すぐできないというのは分かるんですけど、準備ができ次第、募集もして、この保育園は残りますよという答えをみんな期待していると思うんですけど。今

どこに向かっていらっしゃるんですか。ワークショップとかインタビューとか、一体何がしたいんだろうという。

○白井市長　　まずどこに向かっているかなんですけれども、繰り返しますが、今もそうです、大事だと思いますが、中長期的にもこれからの公立保育園というのを小金井市は責任を持って運営していかないといけないと考えています。それは言うまでもないと思いますが。

結局、公立保育園をどうするかというのは数十年ずっと議論してきた。議論してきたというのは、ちゃんとそういう会議体をもって議論してきたかというのは別の話なんですけど。ずっと議題になってきました。さっきちょっとお話をしたように、本来でいくと、もっと早い段階で在り方を検討し、どういう役割を果たしていくべきか。そのためには公立保育園を小金井市は何園、どのように残して維持していくかということをしっかり決めるべきだったものを作ってこなかったところなんです。ですので、そんな中において民営化、廃園、専決処分というちょっと乱暴な進め方をしてしまったというのが、これまでのプロセスです。

結局、どこかで在り方というものもしっかりと議論した上で定めておかないと、また同じ話が出てくると私は思っています。ですので、今の保育業務の在り方見直し方針、いわゆる廃園方針と言われてはいますが、この中には、明確に2園、こういう機能を持たせて永続的にしっかりと残していきますということまではちゃんと示されていないんです。そのための議論もなされていないので。極論で言いますと、首長が代わって、状況によっては公立保育園をゼロにするような状況でもあり、そういうことができる状況でもあるということです。それは、しっかりと役割を提示していないし、公立保育園が存在する意義も明確になっていないからです。今の小金井市はそういう状況です。だから、私としては、今この段階で、ほんと遅いですけど、改めて公立保育園の在り方を議論して、学識経験者もしくは市民、いろんな方々の意見を聞いて、小金井市としてしっかりと公立保育園を、こういう機能を持たせて何園残していくかというのを明確にしたいということなんです。

ですので、くりのみ保育園、もしくは今廃園に向けて段階的縮小を進めてきたさくら保育園、この2園の廃園をどうするかということについて、今、私として…。

○参加者　　撤回は決まっていない。

○白井市長　　結果的には、今のところは、今は言えません。言えませんというか議論していないか

ら言えないんです。それも含めて公立保育園の在り方を議論する。結果的には…。

○参加者 そういう裁判じゃなかったです。廃園がなくなるという裁判じゃなかったということですね。

○白井市長 裁判は、専決処分に対する、ごめんなさい。裁判そのものは、裁判が提起されたのは入園させてくださいということ……。

○参加者 原告だけなんですか。

○白井市長 結果的には、冒頭でちょっと説明しましたが、原告以外にこの条例が取り消されるといふ法律的な義務は裁判の判決そのものでいふとないんです。原告のみに適用されるという言い方をしていますけれども、判決を見る限りは、判決を読む限りは、我々としては、法務の顧問弁護士にも相談をしたんですけど、そういう解釈にはどうしてもなりません。

○参加者 原告の方も自分だけ入園したいつもりで裁判を起こしたわけではないと。

○白井市長 それは我々も分かっています。ただ、その判決の理由の中には、違法、無効と示されておりますので、専決処分が違法で、条例が無効であるとも示されておりますので、我々としてはすぐ条例改正をする、直ちに条例改正をして、専決処分された状況を変えなければならないという思い、考えはあるんですけども、ただ実態として、じゃあ追加募集もできない。保育士体制が整っていない。じゃあその戻した後、老朽化対策というものが、もともとの廃園という前提で進んでおりましたから、それに対する対応策も全然何も準備できていない中において、すぐさま戻すということが我々としてはできないということなんです。

○参加者 時間はかかるけど、頑張るといふわけではないということですか。

○白井市長 ですので、それも含めて議論するということですよ。在り方の検討委員会の中で。個別に、じゃあくりのみどうしようかという、そういう個別の議論ではないんですけど、まず大枠として、そもそも小金井市として公立保育園にどういう機能を持たせていくのかということも明確になっていないので、そこについて、場合によっては個別事情も含めて議論した上で、その結果を受けて市として最終的にもう一回整理をするということになります。

 ですので、じゃあくりのみは廃園じゃなくてということとか、さくらは廃園じゃなくてとか、するかしないかということ、今現在、私は逆に申し上げることができません。

- 参加者 どうなるのか分からない不安定な状態でみんな保育園にこれからも預けなければいけないということですね。
- 白井市長 大変申し訳ございません。
- 参加者 ということなんですね。
- 白井市長 はっきりしたことを言いたいです。言いたいけど、期待を持たせて結果どうなったみたいな話になるかもしれないし、逆にいやいやもう決まっていますよというの、逆に言うと今はおかしくなりますから。
- 参加者 廃園も決まっていないし、継続も、どっちも決まっていないということですか。
- 白井市長 この在り方を検討するという事は、一旦、自治体として結局条例は戻ってなくて、また、今も募集を再開できていない状況ではありますから、廃園が止まったという状況ではないんですけども、ただ、在り方を検討するというのは、この5園、どうなるのということも含めて検討するわけですので、逆に言うところちょっと、おっしゃったように不安定な状況ではあると思います。分かりづらくてすみません。
- 中島保育課長 先に挙げていただいた方が、隣の方、よろしいですか。人数が多かったので、あちら側から順にマイクを回ささせていただければと思います。なるべく1回発言された方以外の方を優先してマイクをお回ししますので。
- 参加者 ご説明ありがとうございます。私も説明会に参加するのが初めてなので不勉強なところもあると思うんですけど、市長の話を聞いていると、保育士が足りないから募集ができない。ということは保育士が足りれば募集は再開してくれるんですかというところと、その保育士が足りないというのは予算は取っているんですか。保育士の人件費とか条件面とかというのは、他と劣らないような条件がある中で予算はあるけど来ないという話なんですか。それだとしたら何が原因だというふうに考えていらっしゃいますかというのを最初に聞きたいです。
- 堤子ども家庭部長 まず、保育士が足りないから募集できないというのはそのとおりです。ですので、まず頭数の話というのはあります。ただ、その上でいうと、現場のほうも不安を抱えていますけれども、保育士の頭数だけそろえば募集ができるのかというと、違うと申し上げないといけない。担任ができる人が必要です。小金井は子どもたちの自主性を大事にした保育をしていますので、そこにいいところと難しさがあったりするんですが、ほかで経験をしていても大変だとか、新しく学校を卒業した方が保育士として勤めても担任がすぐできるのかということは難しかったりします。そのため、今、担任

をされている方を他園から引き剥がしてやるということが保育サービスの低下につながるかというのがあるんです。ただ、単純に言えば、頭数と共に担任ができる保育士を確保できるかというところに一つの焦点があるんだというのは、そうです。

僕ら行政としては建物の問題ともセットですけど、まずは保育士というところは担任ができて、今、各園でできている保育サービスを保てる中でちゃんとできるかというところに悩みを持っています。

それからあと予算はあるのかということはありません。今4月1日現在での差引きという意味では15人と申し上げました。正確には代替で何とか会計年度の方を入れて補っているんで15人の募集をしているのかというと、それは時々で状態が違いますけど、それでも十何人の人を必要とするので、最大それを確保する試験を打ち続けています。そのための人件費は計上していますし、小金井市の報酬は、給与ですね、他市よりも低いということはないんです。ただ均衡の原則というのがあって、他市よりも高くすることは公務員は難しい。それはそれで結局東京都からもらっている、別のお金とかで結局差引きを食らってしまうということが起きます。ただ近隣等を見て、遜色のない平均以上の予算を確保して募集をしているということはありません。

そうすると、おっしゃるとおり、それなのに何で来ないのかというお話なんですけど、全体としては厳しい状態。保育士全体が厳しい状態だと、僕は学童保育のほうも所管していて、学童保育も保育士の資格を持っていれば指導員の資格の基になるんです。こちらも足りないところを見ると、やはり保育士は非常に採用が難しい状態になっている。もうちょっと言うと、そういう意味で足りない状態なので、受けてくださった方々は全員採りたいところなんですけど、ちょっと小金井の保育園にお勤めいただくのには難しいという方もいます。残念ながら今回はという方は採用試験の中に出ています。そこはやはり厳しいところなので。

原因は何かということ、ちょっと申し上げた点もありますけれども、小金井の保育が、この間のことも含めて不安定である。これで大丈夫なのかという思いを学生さんとか受験者の方に不安を覚えさせているという面もあるとは考えられます。全体として厳しい上に、給与は平均以上ではあっても小金井が特に高いとかということはない。その中で、そうすると小金井がやっている保育を知っていただいて、小金井で働きたいと言っておいただく必要がある。そうでないと公立としては、民間のような明確な特徴みたいなものは打ち出しにくいところもあるからです。じゃあ小金井のよさを知っていただい

て、受けていただくには、先ほど言ったような小金井の保育をめぐって不安を与えるような状態であれば応募していただきにくいんじゃないかなというのは思っています。

そうすると、よさを知っていただくような機会をもっとつくろうと人事当局と話をしたりもしているし、あと何よりも在り方をしっかり固めて、小金井はこういう保育をしっかりとやろうとしているんだという訴えかけもして、近隣の例えば何市とかも受けたけれども、小金井で働きたいという人をちゃんと採っていく必要があると思っています。そこはまさに課題で、かつ力不足で申し訳ないんですけども、そこから小金井の保育を長期的にも守っていくために、よりつくり上げるためにやらなければいけない。そこが人事当局とかにも、市長からいろいろ指示を出していただいて、交渉しているんですけど、そこができていなくて課題だと思っているというのがお答えになります。

○中島保育課長 続いて挙手いただいた方に、そちらの奥側から順に。

○参加者 一個だけいいですか。今多分もう2時なのであと30分とか、お時間取っていただいたとしても、1時間以内だと思うんですけども。

今、何度か出てきている在り方検討委員会の是非については、多分ここにいる父母の中で在り方検討委員会はないですと思っている方はなくて、在り方検討委員会自体はやるべきだと思いますし、長期的にやるべきだと思うので、そこを理由に回答をいただくのは一旦なしで大丈夫です。それ以外の部分でご回答をいただきたいと思うので、よろしくお願いします。

以上です。

○参加者 条例のことがよく分かっていないんですけども、その条例を戻すといったときに廃園という話と0歳児募集というところがあって、0歳児募集、足元を見たときに保育士が足りないですとか老朽化の問題で、だから法案を戻せない、条例を戻せないというふうに受け取ったんです。普通に考えれば、戻した上で0歳児募集ができないのであれば、その部分の条例改正をすればいいと思うんですけども、それをしないのはなぜなのかなというところが府に落ちません。というのが一点目です。もう一点あるんですけど、まず一点目について回答をいただきたいと思います。

○堤子ども家庭部長 ご指摘のとおり、選択肢として、まず戻す。戻した上で条例を改正する。もしくは利用定員といいますけれども、募集した上で、条例定員はこうなっているけれども、その人数を募集しないいけないということはあったりするわけです。この辺も含めて考え

ました。繰り返しになりますけれども、まず条例を戻すというところから考えたんです。ただ、一旦戻して改正するというのは難しく、それをするなら初めから改正案を出せばいい。ただ、それは在り方がないと何人にすべきかというところが、なぜそうなんだというのが打ち出せない。一旦戻すとなると、それを実現するというのを考えることと責任がセットであって、それは行政としてどうなんだろうという話になったんです。

○参加者 廃園と0歳児募集というのを一体として考えているから、そういう話になると思うんですけど、廃園というのを一旦撤回しますと。その上で0歳児募集については、これこれこういう理由でできませんというのだと、まだ私的にはしっくり来るんですけど、何でそれをしないのかなというところが分からないですけども。時間的な問題なのか、でも時間的な問題でもやるべきだと思うし。

○堤子ども家庭部長 結局条例を元に戻すと、正確には前の条例というのは園ごとの人数を書いているだけなんです。今の専決されたやつは段階的縮小が当然前提にあるからだと思いますけれども、年齢ごとの定員が書いてある、前は違った。ただ裏側には各年齢が何人ずついるから保育体制とセットなんですけれども、トータルこの人数になるというのがあります。東京都にもそういうふうに届出しているんです。条例を結局元に戻すと、その人数の募集をしなければいけないことがセットになる。

○参加者 そこは理解しています。その上で廃園を前提とした0歳児募集を停止するのではなくて、今こういう状態だから0歳児募集を停止しましょうというのを通せばいいというのが、一番最初の男性の方がおっしゃっていたことだと思うんですね。そういうことが考えられないのかということです。

○堤子ども家庭部長 僕らとしても、条例を元に戻した上で保育体制が厳しいからできないというやり方ができないかというのを考えたんです。でも結局、市政の責任者である市長として条例を出すんだから、その条例を出すのならば法律的にはそれを目指すことが前提なんだというところで、役所内的な疑義が入ってきたということなんです。ちょっとここは僕も条例をまず戻すほうから進めるべきではないかという話まで役所内でもしているところで、市長は当然そうおっしゃったところなんですけど。

○参加者 それを目指すという、それを目指す。

○堤子ども家庭部長 条例を戻して、その上で保育体制的に募集ができないというやり方でいこうという話をしたんですけど、それは条例を出すなら結局その人数の募集を保育体制を無理やりでも何とかして採用することとセットなんだという話になっていて、それは難しいと

いう話なんですよ。

○参加者 それを同時にすることを法案として上げるというのはできないんですか。一旦戻してというタイムラグが生じるからという話だと思ったんです、今の話だと。一旦戻したということになってしまうと、その分保育というのを、人数、規定されている分をやらなないといけないという責任が生じますよという話だと思うので。そうじゃなくて同時に変えますという方向で進んでいけば、そのタイムラグが生じないでいけるかなというふうに思うんですけれども。そうすれば市長がおっしゃっている在り方を検討した上で廃園という方向に行けるんじゃないかなというふうに考えています。

○堤子ども家庭部長 ちょっと話が食い違って聞こえたら申し訳ないんですけれども、一つの条例、議案に対して、一つの議会で二つのものを上げるという考え方はないんです。一事不再理というんですが、一つの議案が否決したから、また上げ直すとかということも許されてなかったりする世界なので、やるのなら初めから何人するという条例を出せるかどうかだったという検討をしているんです。なので、この3月の議会で一回戻して、その上で減らせばいいんじゃないかというお考えなんだと思うんですけれども、1回の議会でそういうふうに2本連発で出して、続けて議論をいただくことは難しく、率直に言えばできないのではないかと考えていたので、そういう検討を具体的にしていないということになります。

○参加者 それであれば1本で上げればいいんじゃないですか。戻すという発想ではなくて。

○堤子ども家庭部長 そうですね。それで、まず戻すというのはどうなんだろうという話がされた後したのは、じゃあ例えさくら保育園の原告のお子さんがいますから、その1歳児についてクラスだけでもつくるかとかということも含めたことになり、選択肢として。でも、それは一クラスを持つべきだとかという考え方がないからどうなんだという話になってきますので、在り方を立てないと、そこから突っ込んでいけない。進んでいけないということになっているんです。

○参加者 在り方を検討しますというのをいついつまでにやるというのがあれば、その期間に対応した形で人数を設定すればいいと思うんです。そこまで一旦止めておいて、その後どうするか決まった時点でもう一回出せばいいと思うんですけれども、なぜそうならないのかなというところです。

○堤子ども家庭部長 今、おっしゃっている在り方検討に1年半かかるなら、1年半の間、要するに令和6年、7年の2年間はこういう形の定員でやるというふうな状況を定めればいとお

話ですよ。

○参加者 そういう感じです。

○堤子ども家庭部長 まさにそういう考え方もあるんだと思っています。ただ、その上で役所としては、人とお金をどうするかという結構厳しい縛りがありますので、何人でいくという考え方がないときに、どうしてその数字が出せるんだという議論になってくるんです。それで、基となる在り方、考え方がない中で、そこを打ち出せない。本当に回り道に見えるんですけど、在り方をしっかり検討する必要があるんだという状態になっています。

○参加者 そこがよく分かっていないんですけど。いやもうこの1年、停止しますよねとかという話は、現実的に無理だというお話だと思うんですよ。保育士の問題だったり老朽化の問題、それは多分1年だけじゃなくて2年後も、そんなに変わっていないんじゃないかと思っていて、そしたら2年間、その検討にかかるんだったら、2年間分の定員を増やせばいいだけだと思っているんですよ。乱暴な言い方ですけど。ほかの方がどう思っているかは別として。私はそういうふうなやり方もあるなと思っていて。それをやった上で、その間に検討して廃園という方向しかないのだったら、それをもう一度きちっと通すというほうが筋が通っているんじゃないかなと思うんですけど。

○白井市長 確認ですけれども、一つのご意見としてと思いますけれども。というので、時限的にスケジュールを切って、ここまではこういう定員でいくよという条例に変えたらどうかということですよ。だから、今は要するに専決処分された廃園条例というのは、廃園するまでのスケジュールが全部書かれてあるけれども、そうではなくて、在り方の結果が出るまでの年度までにはこうします。それ以降は、その結果に応じて、また適宜変えていくべき。こういうやり方があるんじゃないかというご提案ということですよ。ご意見として受け止めさせていただきます。

○参加者 あと、もう一点なんですけれども、先ほどの方がおっしゃっていたように、私も、このスケジュール、委員会のスケジュールを見たときに、結論ありきなのかなという印象がありました。大半の部分が課題とその解決策みたいな形になっていて、課題は全部コストの話だなど、比較するのはそこだと思うんです。そこに市民委員も巻き込んで、これだけ時間を割くよりか、本来やるべきところは在り方ってどうなの。さっき市長がおっしゃっていた、何園必要なのとか、園庭はどうするのとか、どれくらいの比率でやるのとか、そのところにあまり時間が割かれていないなというふうに思っ

ていて、本来やるべきところは、そっちがあつて、そこが決まれば、あとはコストの問題だから、何とかすべきでしょというだけだと思うんです。案として、いろんな方から募集するというのはいいと思うんですけど、時間配分というか、そういうところも違うように受け取りました。

○堤子ども家庭部長 これ、そう見えるんだろうと思います。ただ、ちょっとそこを補足させてください。

大きく三つのフェーズになっているんですけども、これだけ見ると在り方の検討は、例えば2回だけでやっているように見えると思うんですが、1回から3回目まで、それはアンケートでも確かめて、次に行つてと思っています。ですので、在り方を限られた時間で濃い議論をするために、武蔵野市とか西東京市で定めている在り方というのを土台にしながら共通する部分、小金井市としてはこういうことをより考える部分というのを論点として提示しながら3回で深めたいと思っています。

その上で課題はあるけど見えていますけれども、その人とかお金とか建物とかの問題、それから民間への影響とかということろを共有していく。言い方を替えると、例えば、5園直営で残す必要があるということになれば、その中で規模の話はどうするかとか、あと盛り込めない一定の財政とか、そういうことも含めて確保して進んでいくというふうな考え方になるはずなんですけれども、その辺を目指す方向にすれば、どういうことが伴うのかというのが、この4回、5回辺りの話です。後半、解決策。そうすると、例えば何園という話をしたときには、どういうことが伴うのかというのはパッケージになってくると思うので、その辺について、委員会としても、パッケージをだんだん何パターンかに集約して、それをワークショップのほうでも、意見を聞いて、最後を詰めていくということを考えています。

ですので、在り方は、これだけだと第2回しかやるようにしか見えないよというのは市長からもご指摘を受けたんですけど、前半のところ、そこ方向性というのを大事にして、その上で、それに伴うものはどういうことかというのをまとめていって答えを導くというようにしたいということなんです。答えになってない部分もあると思うんですけども、前半、最初のところは、そこに時間を使うということと、その上で、それに伴うものも含めて何を目指すべきだ、覚悟の上でというのを含めてというのを乗り越えていくために、このタイトなスケジュールで議論できるように作っているということなんです。

○参加者 　ただ、おっしゃっていたように、こっちの方向に持っていきたいみたいなやつは、言ってみれば、この前半の部分、最初の3回前半の部分に見えてくるというような、そういうことになるということですよ、どっちかという。

○堤子ども家庭部長 　まず目指す方向、最大限だとうなる、中ぐらいだとうなるというのが、まず前半で見えますよね。その最大限とか中ぐらいとかといったときには、速やかにそれを突破するための努力等どう必要かというのが中盤で見えてきますよね。それはまだ幅があると思うんです。例えば、何園残したいというのだって、今の園の規模で何園残したいなのか。いやそれは少し下げても箇所数としては増やして残したいとかという考え方もあるじゃないですか。

○参加者 　組合せとして、最終的にどれを選ぶかというのは、このプロセスの中で議論してもらう部分ですけども、その向かいたい方向だとか、その部分というのは、もっと早い段階から分かるんだろうというふうに思っています。

○堤子ども家庭部長 　目指したい、次に難しさの話がきますけれども、まず目指したい大きな方向という、おっしゃるとおり冒頭の3回、アンケートを含めれば4回分が大きなポイントになります。そこはやっぱり大事だと思っているんです。

○参加者 　分かりました。ありがとうございました。

○中島保育課長 　発言をご希望の方、挙手で教えていいですか。それでは端から。

○参加者 　お話ありがとうございました。何名の方からも既に出ている意見なんで重複してしまうんですけども、私も子どもを通わせている親として、同じことにはなっても伝えさせていただきたいなと思っていることが、市長がおっしゃる公立園の在り方、どんな役割をしてもらうかというのをやってなかったからこそやるべきだという、行政に対する思いだとか、そういったことはすごく伝わってきましたし、やっていただくということは大事なことだとは思いますが、今、この廃園に向けての段階的縮小とか、そのタイミングに合わせなくてもいいんじゃないのかなというのが、一緒になくてもいいじゃないというのをすごく今感じています。今回、さくら保育園の親御さんが裁判を起こしてくださって、結局それは一人で原告として立ってくださったけれども、要望書とかでもお伝えさせていただいていますし、こういう会で私たちがお話をさせていただいているところも含めて、決して原告は一人ではないよというのは伝わっているのではないかなというふうに思っています。

　そんな中で、この原告の効力が及ぶのはその方だけですよというのは、「えっ」と、

「そう取るの」みたいなところでちょっと残念な思いがありましたし、今日この場でお話を聞かせていただいて、在り方検討します。やってくださいと思うんですけども、それをこの裁判が出ました。判決前に戻すのはあくまでも原告の方だけなので、今そうじゃないところに関しては不安定だから、この不安定なところで在り方を考えますとなると、先ほど発言された方もお話ししてくれたところと同じ思いなのかなと思うんですが。

ゆっくりやっていっていただいて、例えば、いろんな課題はあると思うんですけども、保育士が確保できないとかも、もちろんそうだと思うんですけども、小規模でも維持しながら運営を普通に戻すことを前提に、そして在り方も検討して行って、先ほどの5園の継続は困難であるという考え方が最終的に出るのであれば、そこをちゃんと明示していただいていから、改めてそのときちゃんと進めていただくというほうが小金井市の子どもを持つ親としては理解もできるのかなと思いますので、そのところだけお伝えしたいなと思いました。

以上です。

○白井市長 ご意見ということでよろしいですか。

○参加者 はい。

○中島保育課長 そのお隣の方も挙手いただいて。

○参加者 お話ありがとうございました。今、2歳になった子どもを育てている保護者なんですけれども、一応裁判の後の市長面談のほうにも参加させていただいて、ご意見を伺わせていただいたんですけども。やはり裁判で原告側は一応勝訴したというところで、専決される前の条例に基づいて対応するというのが、市としてやってもらう誠意の見せどころではないかなと思って面談にも参加させていただいておりました。

誠意の見せどころというところなんです、つい3月まで4学年、この保育園も、子どもは1歳児だったので預けられていたというところで、4月からまた一学年減って、下の子がいないという状態でこの保育園は継続になっていると思うんですけども、裁判のそういう親側が勝ったというイベントがあったからこそ、1歳児は募集できるんじゃないというのが親の中にはどうしてもあって、つい先月まで4学年で運営していたじゃないかというのが一つご意見としてありまして、白井市長に聞いていただければと思っておりました。保育士さんが足りない足りないというのは重々承知しているんですけども、3月までできていたことが4月になったらできなくなっちゃった

のかなというふうに親としては単純に思っているというのが一つご意見です。

あと、さっき保育士さんが足りないので募集はできないという話がたくさん出ていたんですけども、例えばですが、定員いっぱい募集しなくても、正直いいので、集まった保育士さんの分だけ見られる子どもを預かるというふうな体制も、一つありなんじゃないかなと思ってまして、一応専決前の条例に基づくのであれば、0歳児、1歳児の募集は速やかに始めていただきたいところで、定員いっぱいでは預かれないけれども、今はこの保育士さんの数があるから、例えば1歳だったら3人だけは預かれるよみたいな、0歳だったら2人だけは預かれるよみたいな、市としては今できる状態で最大限保育を元に戻していきたいよというふうな姿勢を見せていただければ、保護者としてはとても安心できるといいますか、そういう姿勢が今は全く見えないのですごく悲しい気持ちになっております。

子どもは2歳なんですけれども、1歳年上の子がいる、1歳年下の子がいる、2歳年上の子がいる、2歳年下の子がいるというのは、すごくいい刺激になっているようで、月齢の子よりもよくしゃべりますし、下の子のお世話をしたいみたいな気持ちも少しあるようで、今の子どもの保育と直結している話だと思うので、復旧に動いていただけると保護者としてはありがたいですというふうな意見にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○堤子ども家庭部長 ちょっとだけ。僕も普通に素朴に思うのは、1歳児の募集がなくなっているわけで、そこでクラスとして生まれた保育士がいるんじゃないのと。それからあと、さくら保育園では幼児学級のクラスを一つ減らしているんです、園児数が少ないから。だから、そこでも一クラス分浮いているんじゃないか。僕も、そういうところも含めた保育体制というのを見ました。結論から言うと、去年の時期と比べても、少なくとも、先ほど15人といたるところで言うと4人ぐらいですが、より差引きでない保育士の数が増えていることと、朝夕とそれから保育士さん自身が育児中なので短時間勤務にしているとか、そういうのがあるんですが、結局、基準的には毎時間、一定の資格のある保育士がいなきゃいけない。そうすると本当にぎりぎりになっている。去年も、お聞き及びかと思うんですけども、春のところではさくら保育園ではお散歩とか少し減らしたとか、秋に向けてのところでは新しく来られなくなった保育士がいたところで、月ごとの新しい募集が、転出とかで減った分が募集できるわけですけど、それを停止して、10月1日付で採れた方を、ほかの園がうんと言ってくれて、さくら保

育園に配置できたので再開できたとかがあり、ぎりぎりの状態なんです。そこがこちらの問題なんですけれども、一段も二段も厳しくなっていて、さくら保育園の原告の方で言えば、その一クラス分を生み出せるかというところでも、ぎりぎりというかできないという判断になっています。

あと、集まった保育士のところでというのは、保育士のほうの募集、応募があったら再開できる部分もあるのではないかとこのもあると思うんですけれども、我々のほうとすると、普通退職のほうとか、また厳しい状況だからというのがあるんだと思うんですけれども、体調を崩される保育士さんとかもいるので、もう少しそういうのがあってもクラスの定数を、また認可基準の保育士配置というので基準を割り込まないというところがないとできない場合があります。今、言った保育士が一定確保できたら再開できるものもあるのではないかとこののは、もちろん考え方としては分かっている、そういうのもあると思いますけれども、一人、二人採れたので、直ちにできるのかというと、その辺の退職や休職のこととか、あと担任を持てる状況にあるかとかいうのも難しさがあるということはお伝えさせていただきます。

○中島保育課長 ちょっとだけ補足で。先ほどから差引きで職員数の不足が話があるんですけれども、あくまで実は正規の職員のお話でございまして、公立保育園、皆さん当然分かっていると思うんですけど、期待される部分として、医療的ケアが必要なお子さんとか配慮が必要なお子さんの受入れが民間園よりも比率が高く受入れを行っています。そういった場合、各クラスに担任以外で保育士さんを加配という形でつけさせていただいて、その子自身も、周りの子自身も安全安心にお預かりする、そういった保育を公立は心がけてやっているんですけれども、今、申し上げていた人数の不足の部分は、あくまで正規の部分であって、今そういう配慮が必要なお子さんをプラスアルファで見させていただく保育士さんの確保のほうも、実は厳しいというか、本来であれば1対1で安全にお預かりするために、そういった方たちは正規以外の雇用形態で募集をかけてはいるところなんですけれども、そういった方たちも、全て現場の担任のほうで安全に預かるためにプラスアルファでつけたいといったと部分、募集をかけ続けているんですけれども、そういったところも採用がうまくいっていないというところは、合わせてご理解をいただければと思います。こちらは補足になります。

隣の方、挙手されていまして。

○参加者 本日はお時間をいただきましてありがとうございました。

先ほどからいろいろな意見が出て、私も気になったところが、在り方検討委員会を進めないと、前に進めないとおっしゃっていたと思うんですけども、在り方検討委員会をする前提は当たり前みんなちゃんと保育ができています。構成でいいますと、0歳児、1歳児のお子さんもいて、みんながちゃんと通えている状態で、じゃあ在り方どうしましょうかというのを検討するんじゃないのかなと個人的には思っています。

これを進めないと、検討しないと先に進めないと市長おっしゃっていたんですけど、進める前にまず元に戻すことが大事なのかなと思っていまして、今までいろんな意見が出ていたので、ご存じかと思うんですけど。あとは在り方検討委員会を終わった後に条例改正して、例えば8年の4月から募集を再開するとなれば、そこになるというお話があったと思うんですけども、仮にそこで廃園となった場合に、くりのみでは4歳児、5歳児のみしかなくて、下が入ってこない状況なんです。異年齢保育3、4、5でやっているんですけども、そこで廃園になりますとなったら、4歳、5歳の子たちは下の子を見られない、異年齢クラスがどうなるのかとか、そこら辺の配慮は在り方検討委員会で検討いただけるのか。あくまで公立園の在り方のみ検討して、廃園となった場合は、そのまま廃園が確定してしまいますので、その廃園の影響を受ける子どもたちへの配慮などはどうなっているのかなというのがすごく気になりました。

○堤子ども家庭部長 まず当たり前の保育ができていところで、こういった検討を在り方検討委員会ですべきではないのかというのはおっしゃるとおりなんだと思います。本来そうあるべきだと。ただ、その上で、それができていない、これからという状態で、ただ、今までと同じように5園を直営で残していくというのが難しいというのは現実としてあると思いますので、それを乗り越えるものが必要である。それが結果的に何園なのかということとか規模とか、そのために、細かいお金とか募集のことは行政の責任で考えることですが、こういうことは飲み込んでやるべきだということは必要になってくるんだと思うんです。ですので、本来前もって検討されるべきものなんだということは、本当にそのとおりだと、申し訳ないということになるんですが。今はこの今のこの時点で次を考えた上に在り方を一緒に、同時期になってしまうんですが、考えなければお金とか人をどうやって確保するんだという話に踏み込んでいけないという状態であります。

あと、結果として段階的縮小、廃園に向かってしまったときに、最後に残っている子どもたちへの配慮が必要で、それはどうなっているのかということでございました。去年の説明会とかでも、そこはご指摘があり、段階的に縮小が進む中で順次検討してご説

明をしたいというところにとどまっているんですけども、去年の説明会でも、園のほうからありましたように、この子たちがやっぱり笑って卒園できる。この子たちだから、そういう状態だからできる体験とか、育ちの機会をつくるということが必要だという認識に立ってしまっていて、そのための、今までできたことができない代わりにこういうことをしようということを考えるつもりであります。

それが何なのかという段階に入る前に、この判決とかそういうものになっているので、今、具体的にお答えできないんですけども、いずれにせよ、この在り方を踏まえてどうなるかというのと、その結論を踏まえて、一定の配慮、また、取組が必要になります、何に進むのでも。それについての説明をして、対応策を考えてご説明するということが必要なので、そうしていきたいと思っています。

○参加者 在り方検討委員会をしつつも、廃園に今進んでいるので、これはじゃあ両方一緒に進んでいくことになる。どちらもちゃんと検討していただけるんですか。

○堤子ども家庭部長 おっしゃるとおりで、在り方がこのままいくと、令和7年の2歳児募集がないことになってしまいますから、その中で影響を受ける部分、例えば行事とか含めてですね、その辺とかの必要なご説明は考えたいと思います。

もともと、そういう毎年、毎年度説明をするというのは考えた上で、この判決を踏まえた、もう一回在り方をといて、在り方検討委員会を認めてもらっているんですけども、この間進んでしまう部分、最後の結論が変わるかもしれないですけど、その間でも進んでしまう部分の対応というのは、園の年間の保育の説明とかのところにかぶるかもしれないですけども、考えて、ご説明することがあると思っています。対応と説明が必要だと思います。

○参加者 市としては、こちら、廃園のほうも対応していただいて、今後も。

○堤子ども家庭部長 段階的に、結果として、この2年間、条例が進んでしまう中で必要な対応についての対応を進める、必要なものを。

○参加者 していただける。分かりました。ありがとうございます。

○中島保育課長 挙手で教えていただいていいですか。向こうのほうから。

○参加者 まずは、土曜日にかかわらず、このような説明を開いていただいてありがとうございます。

○堤子ども家庭部長 こちらこそ、ご参加ありがとうございます。

○参加者 白井市長におかれましては、今週も私立園の園長会にご出席されたりとか、保育行政

に対して大きな関心をお持ちいただいて、大変ありがたいという気持ちの一方、眉間のしわがお会いするたびにどんどん深くなってしまっていること、ちょっと心配ではありますけれども、今日も今までお話あった中で、また繰り返しになる部分もあるんですけども、段階的縮小という言葉が3年前ですかね、西岡市長からありまして、この言葉が我々保護者にとっては呪いでもあり、ある意味では来年いきなり保育園がなくなるよというわけではない意味では、ある意味福音でもあったんですけども、ただ、この問題を先延ばしにしているというところが、やっぱり今問題になっているなというところで、そもそも保育園を廃園にする、しないの話で、保育士不足と老朽化という二つのキーワードがあったと思うんですけども、これは矛盾する話で、老朽化が問題であるならば、今いる園児を受け入れずに、すぐその保育園自体を使用しないべきだし、職員不足であるならば、別に老朽化していないんだからそのまま使えるじゃないという話で、ちょっと数年間矛盾がある中で、段階的縮小という手段というか、僕らからしたら言い訳なんですけれども、西岡市長からご提示いただいたわけなんですけれども、今回、裁判結果が出て、西岡前市長の専決処分という手法が違法だということで、条例自体も、僕らからすれば、条例自体が違法という認識なんだろうなという認識ではあるんですけども、今日の説明の中で、要は、元の条例に戻すのは道義的に、市長としての道義的によろしくないという話があったんですけども、裁判所が違法な手段で定められた条例として認められている条例がある、存在している状態よりも、元に戻った状態のほうが道義的に責任がないのが、ちょっといまいち、腑に落ちない。前の条例だったら、白井市長が定められたものではない。もちろん、それが実現可能かどうかというのはまた別問題として、行政として、裁判所からこれはおかしいんじゃないと言われた条例を残しておくほうが、道義的におかしいと私は思っています。

なので、一旦、保育士不足を今、理由にされるんですが、もちろん0歳児、1歳児、募集してほしい気持ちはあるんですけども、今年に関しても保育士が不足して難しいことはあるんですけども、今後の段階的縮小は止められるんじゃないのか。また、何となくご返答は想像できるんですけども。ただ、民意として白井市長が当選された背景には、廃園条例を止めるという民意の結果、市長が誕生したわけですから、一度、段階的縮小を止めてもいいんじゃないかな。その結果、保育士がもっと集まってくるかもしれないし、集まってこないかもしれないし。ただ、今、裁判所から違法とされている、違法な手段で定められたとされる条例を残しておくよりも、一度、それこそ選挙勝負でも

いいんですけども、段階的縮小というのを止められるんじゃないかな。止めてもいい、止めてほしいな。これまた、白井市長、表現としてはちょっと申し訳ないですけど、ずるいなと。在り方検討委員会を通して、反映する、しないよというのは、僕は決めないよ、この在り方検討委員会が決めるんだよという、そういうのがちょっと見えてしまうんですね。反映するならする、しないならしない、方向性を、もう少し明確にしてほしい。今のままだと、問題をまた結局先延ばしにしているだけ。非常に申し訳ないです。別に悪意はないです。僕、白井市長、大好きです。なんですけども、ちょっとこう、ずるいなという気持ちはございます。

というのが、すみません、意見でした。

○白井市長

もっと眉間のしわが濃くなってしまいます。

非常に私も苦しいです、正直。正直、苦しいです。少し引用されましたけども、市長選挙のときに、公約としては廃園条例を元に戻して、廃園方針を撤回して、そこから市全体の保育の質の向上のための仕組みづくりをするんだ。仕組みづくりというのは、まさにこの在り方の検討から始まるということだったんですね。

2022年11月27日に就任して、その翌月の12月の最初の定例会で、まさに不承認となった廃園条例で、不承認になったんだから元に戻そうよと提案したわけですけども、やっぱりこれが否決になったことは非常にやっぱり大きかったです。というのは、あの段階で既に10月から募集停止が始まっておりましたので、廃園を撤回するには、もうここしかないと思ったんです、私としては。まずは、あの条例を出すことも、実は結構、内部ではいろいろありました。

要するに、戻したらどうするのというのは、当然、そのときも整っていなかったです。ただ、やはり、市長選挙の後というのがあって、もうその勢いで半ば強引に条例を出した。結果的には否決だったということで、これについては何かいつも議会のほうから何を議会のせいにしてているんだって怒られるんですけど、私としては、もうあそこでやっぱり止めないとまずいと思ったんですね。結果は否決なんですけど。

今回、この判決が出ました。この間、確かにちょっと保育士体制の話ばかりしているんですね。それが、一番大きな原因であることは間違いないです。要するに、募集再開をするかどうか、もしくは条例を戻すかどうか。これについては、ずっと説明していますように、保育士体制の件が一番大きい問題なんです。

ただ、さっき私、ちょっと若干触れたんですけど、この間、やはり結果的には違法と

判断された専決処分、要するに廃園ですけれども、職員団体と廃園に向けて、廃園方針というのは妥結して、そこに向かってずっと進んできた経過があるわけですね。要するに、市役所の中での人員の、要するに人の計画もそうですし、財政的な計画もそうですし、さっき老朽化の話がありましたけれども、老朽化自体は、一応、個別施設計画という、施設をちゃんと内容を見てどう対応していくかという計画が個別にあるんですけど、令和12年度以降に抜本的な対策が必要ですよということが示されている。だから、今すぐここが、いろいろ不具合なところも多いので、大変申し訳ないんですけども、今すぐ抜本的な、今日明日、対策が必要かという、そうではない。ただ、将来的に、近い将来、もしくは建て替えとかということの抜本的なことをやらないといけない時期が来ますよということが一応示されている中です。

じゃあ、私の意思ではないですけど、もともと廃園の方針がつけられ、それに向かって市役所としては全体としてそういうふうに進んできた中なので、今回の判決を受けて、すぐさまそれを撤回するということが、正直、さっき私の力不足ですということを伝えたんですけど、すぐそれがやっぱりできる状況ではないということがある。これは保育士体制だけの話ではなくて、廃園そのものを撤回するというのが、もう1年半、約2年間進んできた中において、余計、より難しくなっているという背景も、正直あるんです。端的に言うと、単に保育士体制の話ではないということです。市役所全体として、この2年間動かざるを得なかった中において、そこを全部整理するには、その整理のための議論、根拠が必要になります。

結局、大変申し訳ない、ずるいと言われるんですけど、在り方でしっかり検討して、市役所として、全体としても、それを受けた方針に差し替えるという作業をしなければならない。いや、私の一存で全て決められる、もしくはそれで全てが機能的に全部差し替わって動いていくのであればいいんですけど、なかなか組織の中で、組織もいろいろな中の組織がありますし、いろいろな計画があるものを、全てちゃぶ台ひっくり返して、明日からこっちなと言われても、これはなかなかやっぱり職員は動けないんです。ですので、市役所全体として動かしていくためには、それは結果的には在り方の検討した上で、どういう結果になるかというのは、逆にその最終的な判断の責任は私が負わないといけないんですけども、そういう段取り、手続をしっかりと踏まなければいけない状況に、もう来ているということなんですね。

○参加者

一納税者としてはすごく納得しますし、深い考えがおりなのだなというのは理解し

ます。ただ、ここはくりのみ保育園の保護者会なんですね。それでは、我々はちょっと、その上で、なるほど、白井市長はそういう考え方なんですね。

その上で、先ほどお話が出ましたけど、別の方からお話がありましたけど、その上で、引き伸ばせないか。段階的縮小をどこかの時点で止められないか。それこそ3学年だけずっと、3学年の状態だけ、要は異年齢保育が続けられる状態を、在り方検討委員会の結論が出るまで、せめてそこだけでも何とかならないかとか、その辺の調整を、せめて見せてくださいというのを、我々は求めてここに来ているんです。

○白井市長 さっきご提案もいただいたので、それはそれとしてまずちょっとご意見として受け止めさせていただきます。

○中島保育課長 発言のある方挙手で教えていただいてもよろしいでしょうか。

○参加者 本日は、お話しいただきまして、ありがとうございます。

去年まで2歳児クラスに在籍をしていました。下の子が今年の一歳児クラスで募集が停止してしまった学年でしたので、ちょっと泣く泣く転園をしています。今回は、現時点ではくりのみ保育園に在園する保護者ではないんですけども、今日ちょっとお話が伺えるということだったので、参加をさせていただきました。

最初の保育課からの説明会やりますのメールで、今年在園していない保護者参加できませんという形で来られてしまったので、正直、それは何でなんだろうなあというところはちょっとあったので、もしお話しいただける範囲でそれがあれば教えてくださいというのが、まず前段という形です。

正直、裁判で、原告の方が勝訴という形になったので、1歳児募集が再開されるのかなと思って、私の子どもも1歳の下の子も、くりのみに入園できるかなというところをちょっと期待をしていたんですけども、結局入園できず、結局、上の子を転園させるという形で、ちょっと上の子も複雑な気持ちでこの4月を迎えているという状況です。

転園先が公立のけやき保育園になりましたので、同じように公立の保育園に通えるというところで、公助としてはありがたいなと思いつつも、やっぱり入れなかったお子さんですとか、うちの子も上の子は1次で落ちていて、2次で入れて、奇跡的に入れたという状況だったので、別園になるか、一緒になるかは結構違うなあというふうに感じているので、そこは、転園してしまったけど、親の負担としては一緒になれてよかったかなというところはあるんですが、このエリアで行くと、けやき保育園とくりのみ保育園が公立の2園という形になると思うので、今後もくりのみに入れないならけやきに入りた

いというお父さん、お母さん、考える方は多いんじゃないかなと思います。

なので、保育士が足りないとかという話が出てきていると思うんですけど、結局、公立の中で保育士が足りないけど、けやきの募集が続いているから、けやきに取りあえず応募しようというお母さんたち、保護者の方たちは結局増えていて、結局、公立を減らしていくのに公立の倍率はすごい上がっていくみたいなことに今後なり得るのかなというところがちょっと心配です。そういったところも含めて、0歳児、1歳児の募集を停止するというのは、皆さんが言っていられるように、なくせないのかなというようなことを考えています。

ここからちょっと質問させていただきたいんですけど、在り方検討委員会を開催していただくというところは、とてもいいと思っているんですけど、この中で、市立保育園を利用する保護者、児童の保護者などにウェブアンケートを取ったりとか、ワークショップをやったりとかすると思うんですけど、その前に、くりのみとさくらはこうやって廃園の話とか裁判の話とかで説明会をされていると思うんですけど、けやきと小金井とわかたけ、残りの3園ってこういう説明会はあったりするんですかねというのが気になっています。

4月入園だったので、もしかしたら案内が届いてなくて、私が知らないだけなのかもしれないんですけど、今後、公立の保育園の在り方を検討するという話をしているのに、あまりけやきとかそのほかの、廃園の対象になっていない保育園の保護者って、あまりこの廃園の話って、そんなに、ここまでは知らないだろうなという感じを受けています。なので、同じレベルで知っていただく必要がどこまであるかというのもあるんですけど、しっかりくりのみとさくらではこういうことが起こっていて、その上でこういう在り方検討委員会を実施しますという形でやっていかないと、いざアンケートを取ったときに、くりのみとさくらはすごいいろいろなことを言っているけど、けやきとかの保護者はそんなにアンケートも回答率もよくないみたいなことになって、それって元の知識がないからじゃないという発想に至ってもらって、もうちょっと深掘っていつてくれればいいんですけど、さらっとそのアンケートの結果だけ見て、さらっと流されちゃって、じゃあ、くりのみとさくらは廃園の話があったからそうやって言っているよね、けやきとかほかの園はそうじゃないよねみたいな感じで、3園、2園、情報が違う状況で動いてしまったら、在り方検討委員会で平等なというか、丁寧な意見聴取及び説明って書いてある割にそうじゃないよねというふうな気がするので、その辺は、令和6年6

月から委員会が始まるので、その前に、ほかの公立保育園に説明があるのかどうか。そういう形の説明会を実施する気があるのかどうかというのは伺いたいです。

もう一点ですが、在り方検討委員会でいろいろ議論して、令和8年4月に募集を再開しますとなったとき、廃園撤回しました、5園存続しますとなったときって、結局人手不足ってそこで解消しているんですかという話はやっぱり気になっていて、人手不足が解消しなかったら、またあまり募集できませんみたいな話になると、結局、今の募集の人数を下回ったぎりぎりの人数で運営をしていくので、募集できる人数に限られますみたいになると、また在り方を検討しても、結局、あまり意味がないというか、そこにちゃんとしたゴールに行き着いていないのかなという気がしてしまっているの、この令和6年6月から令和7年5月までのこのスケジュールの間も、引き続き人の募集はしていただけるんだと思っているんですけど、令和8年4月に、さくらもくりのみも0、1、2、3歳児がちゃんと全部募集できる、ちゃんと人数がそろそろ保育士を確保できるのかなというところはちょっと気になっています。そこを考えないのであれば、もう何か廃園ありきで進んでしまう検討委員会なのかなと思うんですけど、そこについてはいかがですか。すみません、長くなってしまって。

○白井市長 まず、ほかの3園について、今のところ申し訳ないですけど、説明会というのはちょっと予定はしていません。ただ、おっしゃったように、アンケートを答えていただくための情報提供の在り方については、今おっしゃっていただいたご意見を含めて考えなきゃいけないんだと思っています。ですので、何もなしでアンケートを出しても、おっしゃっていただいたように、興味関心と、もしくは事前のこの件の問題に関する熟度とといいますか、それが違うと多分その回答の傾向も分かれてしまうような気もしますし、そもそも回答してくれない方が増えてしまうと、我々もサンプルとしてはやっぱりなくなってしまうのはよろしくないと思いますので、ちょっと情報提供の在り方についてはどうやってやるのか、しっかり考えたいと思っています。

2点目なんですけども、ちょっと難しい答えになりますが、保育士体制も含めて安定的に、これから我々が公立保育園の掲げる役割、もしくはそういう果たしていく役割をしっかりと機能させていくためにどういう体制でやるかということも検討するということになります。ですので、これはさっきも言ったかもしれませんが、議会にもこの条例を提案したときに、今の5園のそのままの維持というのはかなり難しい状況にありますよということもお伝えしているというのは、1年前に私が廃園条例を撤回するための条例

を出したときよりも、さらに難しい状況になっているということも踏まえてなんですけども、結局、保育士をどう確保していくかということも含めて、場合によっては、だから規模をどう縮小するかとかということも、選択肢として、手法としてはいろいろあると思っていますので、やっぱりこれまでは全てこの園を残すか、なくすかみたいな0、100の考えだったような気がしまして、だからといって、ほかの手法がいろいろできるかという、現実的な問題はいろいろ考えなきゃいけないんですけども、何らかのやっぱり規模を縮小するという結果にはならざるを得ないと考えています。これはもう正直に申し上げます。ただ、その手法についてはいろいろあると思いますので、いずれにしても、体制をしっかりと安定的に、あるべき保育園の運営ができる体制づくりも含めて、その結論を出したいと思っています。

ちなみに、そこに行くまでに、公立保育園として今運営している状況の中で、当然欠員している部分については、当然それを埋めるための募集もかけていますので、今の安定的な保育も当然並行して、しっかり目指して取り組んでいくということだけはお伝えをしておきます。

○参加者 5園を存続させるのは難しいという、その形で議会を通したというのは、それはそれで通ったというのはいいことだと思うんですけど、在り方検討委員会もそのスタンスでスタートするんですか。

○白井市長 まず、今置かれている小金井市、そして公立保育園含めて、保育行政にまつわるやはりいろいろな情報を、事実としてまず整理をして、その情報提供はやらないといけないと思うんですね。これまでの公立保育園を運営をどうしていくかという、これまでの議論、細かいことを言い出すと物すごい資料がある。改めて私も見直したんですけど、物すごくたくさんの資料があり過ぎて、そんなの全部情報提供できませんが、これまでの平成17年か18年の児童福祉審議会の答申から始めて、どういうプロセスを経て何を議論してきたかということも含めて、概要が分かるように、今の置かれている状況については、しっかり事実としてはお伝えしないといけないと思っているんですね。

さっき言いました、5園をそのまま維持するのは難しいというのは、あくまで、状況からしてそう言わざるを得ない状況であるというふうに述べておりましたが、それを前提にするというか、ちょっと言い方がすごく難しいんですけど、これまで何をしてきたかという情報提供をするということで、そういうことを議会で言ったということは、もしかしたら誰かが引用するかもしれませんが、そこに出ていって、私がそれを何か言うと

いう話にはならないと。

○堤子ども家庭部長 今回、最初、何で在園児の方のみだったか。これはおわびするしかありません。

3月25日まで、何とか在り方条例を通して突破口をつくろうとするので頭がいっぱいでした。その前の土日含めてです。

その上で、これが終わってすぐ説明会をする。とにかく早く説明会をしなければという中で、在園児の方だけが浮かんで、それをまず通知してしまったというのが実際のところでした。

その上で、お問合せもいただきましたし、議員の方からもご指摘をいただいて、転園された方や卒園者も含めてお知らせしなきゃということで、追ってお知らせさせていただいたと、そういうふうな経過でございます。

○中島保育課長 ちょっと時間のほうがかなり過ぎていまして、ここでちょっと残りの発言の方の人数だけちょっと確認させていただいてよろしいですか。この後、ご発言の予定の方を、ちょっとしっかり挙手で教えていただいていた方がいいですか。じゃあ、7名の方。

じゃあ、すみません、中段の列の今手を挙げてくれた女性の方。

○参加者 すみません。時間が迫っている中、もう過ぎているのに、すみません。

私からは、言いたいことは、今、在り方検討委員会ということに関して、これっているいろいろスケジュールを書かれていますけど、これだけかかるということで、ちょっと私的にはかかり過ぎなんじゃないかなって。いや、分からないです。どういう感じでこれを進めていかれるのかなというのが、スピード感、これだけ見ると、すごく何かざっくりしているからというのもあるんですけど、もっとスピード感を持ってできないのかなというのが正直思うところでして、年内中とか、令和7年、来年の5月までというのも、もっと早く対応していただきたいというのと、この在り方検討会の軸とは別で、廃園問題とは別軸で考えて進めていただきたいというのが、やっぱり一番そこなんですけど、あと、この在り方検討会をやった後に、新方針に基づく小金井市保育園条例の改正案を、令和7年第3回定例会に提出するとあるんですけど、これを提出して、またいつも思うんですけど、大体議会に提出すると、審議が長引くよねみたいな感じで思っていて、そうすると、そうしたら、これをせっかく在り方委員会をやって決めたとしても、すぐに反映されないということが大いに予想がつくかなという感じで、そうすると、どんどんやっぱりずるずるになってしまうかなというのが、そもそも心配しています。

小金井市さんの議員さんたちに、いい意味でも悪い意味でも、皆さんご意見があつて、

それはそれでいいんですけど、ただやっぱりそう簡単にはいかないだろうというのは容易に、今までずっとそうだったので、そうなのかなと思っているので、そうなったときに、令和8年に間に合うのというのが正直あって、そこなんですよね。

やるのはすごくいいことなんだと思うんです。ただ、それをやって、やるんだったらやるで、ちゃんとそこに結果を出さないと意味がないと思っているので、そのスピード感と結果を出すということで、全部違ってくるじゃないですか。せっかくやるのにつて。中長期で考えたとして、これをやって、もちろん小金井のくりのみのことだけをやっぱり考えてしまうんですよ。これは小金井市全体の公立保育園の在り方ではあるんですけど、ただやっぱり、今現在の保護者としては、今を考えてしまうので、それに間に合うかどうかとか、やっぱり考えてしまうので、将来的にはすごくこの考え方はすごく大事で、重要なことだとは思いますが、できるだけ、やるんだったら、本当、スピード感を持って結果につなげていただきたいというのが思っています。

そうですね。それだけが本当に心配なところではあります。これやって、それも何回も経験しているので、またかって。裁判になっても何それという落胆。せっかくいい結果だったとしても、毎回落胆になって、延々長引かされているというのが、もうここずっと始まって以来、私、最初から子どもが2歳で入れたので、もう4歳半、3年たつので、それをずっと繰り返されているので、またかみたいな感じになっちゃうので、それをどうにか喜びのほうにしていだけたらなって。

結果として、やっぱり在り方検討委員会で、結果としても、5園がやっぱりどうしても厳しいというのは正直あるのかなとは考えてはいるんですけども、こちらとしても、5園が存続できるのが一番いいんですけど、それが可能かという、今の現状、子どもの支援、小金井市としての、今の国自体ですよ。こういう考え方自体がもう方針として、市に、公立園に対して補助金は市で賄ってくださいという、そういうふうに使われているので、国の行政自体がおかしいんですけど、そう言っちゃうともう全く話にならないんですけど、ただ、やっぱり小金井市として、じゃあできるのはどこまでできるんだというのは、やっぱりそこは期待しますよね。そこを期待して、私も白井さんをお願いしたいなという、そこがあるので、やるんだったらやるで徹底的にやっていただきたいなと思います。

以上です。

○白井市長 在り方のスケジュールなんですけども、これを最初に、昨年、それは議会からも怒ら

れたんですけど、ただやっぱり市役所内部でも、これの相談をしたときには、2年、3年かかるんじゃないですかということをやっぱり言われました。

おっしゃっていただいたように、私も議会にいたので、あれですけど、議会は非常に活発に案件を審議いたしますので、おっしゃったように、こちらの意図するスケジュールで議決いただけるかどうかというのは分からないというのは、おっしゃるとおりです。一方、こういう審議会も、思うようになかなかいかないことも、やっぱり実は多いですね。

ですので、無理かもしれませんが、保育すこやかビジョン、あれも結局1年延伸しましたので、1年の予定が約2年になったということがありましたけれども、あれはあまり言いたくないけど、この委員会とか審議会のやっぱり準備であったりだとか、情報提供であったりだとか、その仕切り方であったりとか、やっぱりいろいろ改善するべき、もしくは今回の検討委員会の運営するに当たって、しっかりと我々としては準備して臨みたいなと思っておりますので、とはいえ、やはりここまでが限界かなと、スケジュールを詰めるとしてもね。

本来はもう少し早めたいんです。なぜかといいますと、結局、答申の後に、我々はやっぱり市としての方針、いわゆる保育業務の総合的な見直し方針をどう修正するかというのを検討しないといけないということで、それを元に、新たな方針を皆さんにもご説明したりとかという場も必要でしょうし、それを、前回パブコメをかけていますので、今回も当然、パブリックコメントを1か月間やっぱりかけるということになります。その回答を出して、そこから結局、方針を最終的には固めた上で条例を提出するという、このスケジュールはかなりタイトなんですよ。

ですので、本来は5月というよりも4月ぐらいには答申が出て、その後の段取り準備ができたほうが、まだ最終的なスケジュール、おしりの部分には合わせられるかなという気がするんですけど、正直、非常に難しい議論ではあります。ですが、我々としては、遅くともやっぱりここが限界のスケジュールだと思っていますし、ここに向けてしっかり取り組めるように、非常に難しい審議会ではございますが、まとめていきたいと思っています。

○堤子ども家庭部長 今、市長からお話がありましたけど、僕も結構いろいろな意見が出たり、立場ごとで変わってくる審議会を担当してきましたけど、これが多分一番難しいと思います。ただ、今お話があったとおり、短時間で議会の議決まで取るためには、ここまでの議論

を最大限やったということが必要だと思うんですね。

この秋に何とか終わられないか、年内に終わられないか含めて考えました。今市長がおっしゃったように、この在り方検討委員会が5月でどこまでまとまった方針を立てられるかというのには、不安があります。ただ、こういうふうな疑問点とか、こういうことも大事だというのは一応出尽くした中で、二つや三つの考え方にしても、または出たということが大事だと思うんですね。それが、市長が方針を見直すことにもつながる。そして、それが結局、継続審議、議会が審議をいろいろしなければいけないという余地が、いろいろな議論が尽くされた上で出されたものであるとすれば、議会の審議は最速になる。

それからもう一つ、議会にも、今回の説明、これが本当に最速で、これでも我々としては2回の募集の時期に影響する。令和8年4月には絶対に間に合わせなきゃいけないんですということも議会に説明して、前回反対された会派も、そこを飲み込んで賛成してくださっているので、繰り返しになりますが、議会が議論すべき疑問点も先に議論を済ませておき、議会にはリミット観をもって議決をいただくという環境づくりをして、何とか1年だって長いと思っていますけど、これ、ふだんなら倍かかるかなというのをぐっと縮める。そして、またもっと言うと、委員の方の意見で、ほかにも意見があるんじゃないかと言われることも想像するので、アンケートやワークショップ、こういう工夫を挟むということを考えているということです。

これでも1年半はかかるんじゃないかというのおっしゃるとおりなんですけど、あと、ほかにも、コンサルの支援を受けようとしていますけど、普通だったら子ども施策に詳しい事業者を取るんですけど、そうではなくて、理論を組み立てるファシリテーションの専門家を取ろうとしています。そして、小金井がかつて挑んだ中では一番濃い議論を短時間でつくって、議会にもかけていただけるようにというのをしているところです。

○参加者 ありがとうございます。

○堤子ども家庭部長 かつて最大だというのは僕の思いなので、ごみ問題とかもっと大変だったというふうに言う方もいると思いますけども。

○中島保育課長 次の方、挙手をお願いします。

○参加者 このたびは、このような時間を設けていただきまして、ありがとうございます。

今の在り方検討委員会については、非常に明確というか、いろいろなお話が出てくるんですけども、そもそも恐らくここに集まっているメンバーは、先ほども誰かがおっ

しゃっていましたけど、くりのみで今現在、子どもを通わせている保護者の方々に、その関心というのは、先ほど来いろいろ出ていますけれども、この在り方検討委員会の結論が出るまでの2年の間の保育ってどうなるんだろうかというところが最大の関心事であって、その在り方検討委員会で、中長期的なビジョンで、その先の保育がどうなるかということももちろん関心はあるんですけども、そこで5園が維持できるか、未来永劫できるかどうかというのを、ここで約束してほしいとか、そういう話は全くしていないと思うんですね。

なので、ここの今いる子どもたちの、そしてその保護者が、この2年の間、どういふふうになってしまうのかということの不安に対して、今この話を聞いている中では明確な答えはなくて、考えますという答えだったのかなと。しっかりやりますみたいな話。じゃあ、そこはどうなんですかというのが、一番聞きたいんじゃないかと思うんですね。

それについて、保護者の側から、例えば時差でやったらどうかと。一旦条例を戻して、元の形で募集もするというような形でやったらどうかとか、並行してもできないのかとかという、擬似的な質問とか提案もあったわけで、それが動かない。行政として、この2年間、検討委員会が終わるまでの間のこの在園児たちに対する、どういうケアといたしますか、どういう保育をしていくのか。減っていくわけですよ、内部が。というところを知りたい。

実は、この廃園の条例が前市長のときに出たときに、そうなった場合は、例えば異年齢保育ができないから、他園との交流をすとか、小学生とか、何かそういう提案があったと思うんです。それは実施状況はどうなのかなというのも、やっぱり気になるところではあります。

この議論がかみ合っていないと思うのは、市としての行政としての中長期的なビジョンをもって保育をどうするかという話と、我々がこの2年、3年、通っている間、どうなるんだということに対する答えが返ってこなさのかみ合っていないところなのかなというふうの一つ思ったので、そこを聞きたいというのが保護者の意見ではないかなというふうに思います。

それからあと、この在り方検討委員会に関して、危機感がないんじゃないかという話も先ほど出ましたけれども、これって、たしか保育園の廃園条例が出たときに、廃園すべき理由として既にいろいろな議論が出ていて、その中で、例えば老朽化の問題であるとか、一時期は財政効果があるんだと、廃園をすることによって、という話もあった

りして、いやいや違う。結局は、数字の廃園効果があるとして出された数字の根拠とされるものに疑義があるというところから議論が進んでいないんですね。だったと思うんですよ。

もう一つ、これは白井市長もご指摘されていたかと思うんですけども、そもそも国基準の園庭を保持する保育園というのが、小金井市は非常に少ないと。それをさらに、それらの園庭がある保育園を潰してやるべきなのかと。潰すべきなのかという議論もあったと思うので、つまり何かというと、そういったその前段、この廃園条例を出される前の間にされてきた議論がベースになって、それでこの検討協議会という形にするべきではないかというふうに、私は思っています。

さらに言うと、最後、市長が専決処分する直前に、厚生文教委員会で、この件については継続審議するということが議会の意思として示されたにもかかわらず、やられたわけですから、これはまた皆さんと同じになっちゃうんですけども、いやいや、その継続審議というところからスタートするのが筋なんじゃないのかというふうにも思います。

すみません、ちょっと長くなっちゃうんですけど、あと今回、さくら保育園の訴えられた園児の方は入園が許可されて、一人入りました。ですから、一人クラスが、1歳児クラスが出てきたわけですね。保育士体制が厳しいというふうにおっしゃっているけれども、裁判で勝ったといいますか、勝訴した人の体制はつくれた。技術的にできたということですよ。これもし、来年ですが、恐らくこのままの条例が続いていくということだったら、募集しないと思うんですけども、入所申請あった場合、何を根拠に入所を断れるのか、行政が。仮にそれが、この廃園条例がというような話であったらば、その申請した人が裁判を起こした場合、その人は勝ちますよね、多分、この判例を見る限り。そうしたらもう一回、じゃあ0歳児つくろうという話になるんですか。その人にだけ。じゃあ、それが3人、5人になったらどうなるんですかという話。だから、できるんじゃないかな、厳しいとはいうものの。できない理由は幾らでも考えつくと思うんですけども、できるのであるならば、やるべきでしょう。どんなに厳しくても。というのは一方で思います。

だから、結局、この在り方検討委員会も裁判で負けたからというところでスタートしているわけですね。前回は否決されちゃったわけですけども、検討委員会をやろうと言ったときは議会に否決されたけど、今回、どういうわけか賛成されたのは何でかといったら、それは5園を維持するのは同じということがあったから、その反対していた人

が賛成したのかなんていうふうに、今ちょっと思いましたけれども、きっかけとしては裁判があつて負けたから、じゃあ検討委員会をやろう。負けたから一人枠のクラスをつくろうというのができたわけですね。

白井さん、それはさっき言っていたけど、それはもっと前にやるべきだったという、それはそのとおりであつて、それもやらずに、今回負けたから始めましたというところが、これがいかにもし難いというか、いやいや、できたのにやらなかっただけなのは、裁判に負けたらやるというふうな順番になっているのが、非常に納得がいかないところであるし、そう思うと、いや、難しいです、募集しても来ないですとか、いろいろな行政のほかのいろいろな問題もあつて、今できないんですということに関しては、僕は非常に疑いを持っている。実際にはできる、やろうと思えばできるから今回できたんじゃないかなというふうに思わざるを得ないというふうに思っています。これは質問なんですかね。そういうふうに思っていますよといったところです。

○堤子ども家庭部長 何点か質問の部分があつたと思いますので、質問だと感じたところをちょっとお答えさせていただきます。

まず、今いる子どもたちがどうなってしまうのかというのが、やっぱり第一の関心と思うので、去年の説明会でまた不十分なところもありましたけれども、未熟なところがあつて恐縮でしたけれども、園児の子どもたちの保育にどう影響があつて、どう対応をするのかというのがやっぱり軸だと思います。

行事とかにも影響があるのではないかということに関しては、今検討中のところがあります。あと、臨床心理士の先生とか専門家に相談できる必要があるんじゃないかというご質問で、それはできる方法を考へているのと、あと、この在り方の検討の中でどういうふうに活用できるかというのがありますが、予算としては、専門家の話が聞ける必要があるだろうというのがありますので、段階的縮小の中での出る影響とか、そういうものについてです。保育アドバイザーというのも予算の必要なところなんです。ただ、専門家の意見を聞くのが、在り方のほうで聞くこともあるので、どちらかというところ、ある問題点や疑問、大きな課題点が見つかったときにどう活用するかという話になるので、今予算には盛り込みましたけれども、どう具体的に活用するかというのが、白紙とまでは言わないですけど、具体化していないんですが、ただ、保育アドバイザーという先生に相談する部分の予算も盛り込むことができたという状態です。

また、去年の説明会でも申し上げましたけれど、子どもたちの中にどう思うとか

変化があるかを、保育所の先生、一人一人によく見ていただいて、それを見過ごさないようにしようという保育を続けていただいています。その中で今、特段のご相談は、保育課とか私のほうにいただきたいんですけど、今申し上げた臨床心理士の先生に相談する、保育アドバイザーをお願いできるというふうな仕掛けはつくっていますので、そちらも見ながら、子どもたちの影響というのに対して対応するようにしていきたい。また、どういう対応があるのかという、先ほどご質問いただきましたけれども、結果的に2年間、段階的縮小が進んでしまう部分がありますから、そこへの対応というところは、対応を取る、そして、ご説明するということをしていきたいと思っているということですね。

○参加者 それって、でも、問題が起こったら、相談があったら、臨床心理士や保育アドバイザーに対して相談してねという体制を整えていますよというだけの話であって、今、なお進行中の段階的縮小の中で、それをしていくのにあり得るであろう問題とか課題とかということ、本当に他市の事例とかであると思うんですけども、それをもって、ふだんの保育と違う対応する必要があるわけです。

○堤子ども家庭部長 段階的縮小を続けている自治体の例としては、この辺だと東久留米市になります。その辺からの情報収集とかはしていきたい。ですので、ちょっと言葉足らずで恐縮ですが、正確には問題を発見する以前に、その兆候、それが何をするかということに着目する必要ももちろんあると思います。

その上で言うと、行事が、児童数が減ることで規模とか変わってきますので、それが行事だとかそういうものが変わってくる影響があるかもしれない。こちらが1点ですね。

それからあと異年齢保育とかのところ、特にさくらは今回クラスを減らしていますが、1クラスに一定の人数がいることで多様な関わりが出るとか、そういった、クラスの人数を保つか、クラス辺りの人数が減るけどクラスを持ったほうがいいのかというところが、現場でも悩んで、クラスを減らして、関わりは確保したほうがいいのかという相談を受けて、そういう対応を取ったところなんですけども、こういったことがあります。

今回も、さくら保育園のクラスの話も、本当に迷うところではあったんですが、子どもたちの育ちのためにそれがいいんだろうという先生たちの話合いがあって、保育園から相談いただいたところですね。今、我々が想定したところは、園児の縮小が日々の生活とあと行事にどう影響するかということで、それに対してこうなると具体的に予見し

ているものを特に今いただいているわけではない。我々も、ここが今すぐボトルネックになるという形でまだ想起できていないというのがありますが、おっしゃったとおり、そういうことの前兆をチェックする、確認するというのも含めて、またこの後、来年度とかどうなってしまうのかというのを考えて対応を取るという考えを取っていますので、そこで今具体的なことは、恐縮ですけど、そういった対応として浮かんでくること、取ってきたことをご報告、説明したいと思います。

繰り返しになりますが、そこで専門的な知見とかも必要になると思うというふうに思っていますし、今、臨床心理士の先生の相談は、保育士が受けられる体制を取っているんですけども、保護者の方がじかに相談したいということが起きる、そういうリクエストを前回説明会いただいたので、その辺の仕掛けを用意しようとしているということになります。

具体的に想起できているレベルが弱いという点については、そこを強めに努力したいと思うんですけど、何か起きてくるということもあり得ると考えて、考えを取っていくんだということです。

それから、あと、以降、ここは当時説明不足だったのかもしれないと思いますが、原告の方お子さん一人のお預かりです。結論から申し上げますと、クラスを新設できていないです。ほかの年齢のお子さんと一緒に預かるしか方法がないと思っているんですね。クラスを新設するとなると、何人預かるかは、年齢ごとに保育士一人に対して決まっていますけど、少なくともそれが担任人数だとしても、保育士がやはり2人は必要だと思っているんですね。毎時間、有資格の保育士がいなきゃいけない。それは、保育士はもちろんトイレにも行くし、休憩も取るし、休暇を取ることもあるとなると、結局2人、担任として行動できる人が必要になると思っていて、まさにたった2人というか、されど2人なんですけど、その2人を配置、手当することが、ほかのクラスのレベルを下げないで行うことができないというところだったんです。

なので、そういう意味で、一人でいいと思っているわけではないので、その在り方に絡めて何らかの対応が必要になるんですけど、現時点としてはほかの年齢の子と一緒にケアをしながら預かる。ですので、保育士は現行体制で何とかカバー、対応するというふうな対応策を、さくら保育園で取ろうとしているところなんです。

○中島保育課長 発言で、挙手いただいた方、お手を。真ん中の女性の方。

○参加者 本日はありがとうございます。

第1回目の説明会のときに、どうやったら廃園を止められますかという話を私たちは投げかけて、いや、これも市議会議員に廃園賛成が多いからということで、5園分を通して懇談会をさせていただいてという流れだったんですけど、裁判があって、市が負けて、わあ、これはもう廃園は止まった、ラッキーって、こんな民意が勝つことがあるんだと思って、くりのみの保護者も結構喜んでいて人たちが多く状況だったんですけど、蓋を開けてみたら、いや、無理ですって。えっみたいな、何でそれって、いや、何か言っていたことと違うじゃんということで、すごくがっかりしました。とても。

在り方検討委員会は、やられることは本当に全然やっていただいていると思うんですけども、ところどころ、聞いていると、私も多分、性根が腐っているというか、そういうものか分からないんですけど、廃園はするんですよ、廃園ありきで2園廃園します。した上で、あと残りの3園をどうやって公立保育園の役割を担っていくのか、それを話していきますよというふうにしか聞こえないんです。えって。それは違いますよね。確かに財政の問題とかというのものもあるかもしれないんですけど、お金がかかるのは分かります。ただ、考え方をやっぱりもうちょっと、もっと大きな何か広く考えていらっしゃって、別にこの大きな規模の保育園をそのまま建て替えてください、やってくださいと私たちは言っているわけじゃないんですよ。小規模でも、今の規模じゃなくて小さくしてもいいから、小さいエリアにこの広い小金井市で、けやきがあって、小金井保育園があって、エリアごとに安心して質の高い保育を受けられる公立保育園を、何とか5園残せないかというふうに思うんですよ。

やっぱり、民間園は、私は娘が一人しかいないので、民間園がどのぐらいのレベルなのかは分からないんですけど、やっぱり通わせる親としては、くりのみ保育園ってとてもレベルが高いといたら大変ですけど、先生たちのスキルが本当に高い。だから、私たちも安心して預けることができる。これは、今、ここ何十年とか、そこら辺の話をしていくわけではなくて、20年、30年ずっと続いていく、この小金井市が続いていくに当たって、子どもたちの、小金井市は子ども、子育てにすごく力を入れている自治体だから、そういう面も体制もちゃんと整っているし、ちゃんと安心して、子育てができるから、自分も小金井市で子育てしたいという、どんどん新しい子どもたちとか、大人になっても、ここにだったら税金を落とすでもいいかなって思えるような、ぜひそういう自治体でいてほしいというか、思うので、子どもたち、将来の子どもたち、この先の子どもたちへの投資だと思って、ぜひ2園を廃園するというのではなくて、小規模でも

いいから5園残して、質のいい保育園の体制をつくっていく。民間園に浸透させていくということを考えての在り方検討委員会だったらいいのかなと私は思うんですが、どうでしょうか。

○白井市長 先ほどちょっとどなたかのご質問に対する答えの中で、実は似たようなことをお伝えしたつもりではありました。ですので、結果については、結果というか、まず保育園が今後果たしていく役割というのは何かというのを、我々としては、議論の上でやっぱり決めていきます。それを、さらに実現するために、じゃあどういう配置で、どういう規模で、どういう体制でやるべきか、もしくはできるのか、こういうことを考えていくこととなります。ですので、私もどちらかという、さっきこの園を残すかどうかゼロ、百でこれまで考えられてきたという話もしたと思うんですけど、例えば園を仮に残すとしても、じゃあ規模縮小したらできるのかとか、そういうことも含めて考えるべきだと思っているんですよね。ですので、大切なのは、まず役割です。それを実現するための配置、体制というのはどうなのか。配置というのは、具体的に言うと、小金井市を、通勤経路を考えると、やっぱり4か所という話になると思うんですね。ただ、3か所という地域の描き方があったりとか、それはいろいろあります。結局、その中で、じゃあその現実的にお金の面も含めて考えて、市体制も考えると、規模をどういうふうに全体的に縮小するのか。その中でじゃあ配置をどうして何園残すのか、こういう話になっていくと思うんですよ。

ですので、今の規模を、例えば、もう全ての前提に置くかどうかというのが、ちょっと違うと思っていますので、何園、結果的に残せるかどうかは、申し訳ないんですけど、今、お約束はできないんですけど、ただ、規模も含めて柔軟に考えていきたいというふうに思っていますので、そういう点では、おっしゃっていただいた方向性で、我々として解決策を含めて考えていきたいと思っていますところでは。

○中島保育課長 挙手いただいた方教えていただいて。では前の女性の方。

○参加者 今日は長々とお時間いただいてありがとうございます。

ちょっとさっきたとえ話で、極端な例としていただいたと思うんですけど、長が変わったら、じゃあもうすぐ、今すぐに廃止するということだってあり得ちゃう、その在り方をちゃんと考えておかないとという話があったんですけど、それで言うと、今、廃園の条例が残っている状態というのは、何度も言っているけど不安で、万が一、今、白井さんがいてくださいますけど、今すぐ廃園するぞみたいなトップが急に変わったら、こ

の条例を基にごりごり廃園しますみたいになっちゃ困るんですよ。今、手を振っていただいたんですけど。

なので、今そういう条例が残っている状態、一応、違法だという判決は出ましたけど、大きな不安を抱えた状態であるということ、重々承知だと思うんですけど、まず分かっていたいただきたいです。

この2年間、専決処分を基に、無理やりに生まれた条例を基に、市役所の皆さん、すごく大変だと思うんですけど、それを本当にこの2年やってきちゃったから、また急にええられない。また、きちんと準備していかないと無理だということなんですけど、同様に、廃園は一旦しませんというのと、廃園というのを一旦取消します、専決処分前に戻しますという状態にした上で、また、それを元にごりごりやってもらえれば別によいと思っているというか、お役所さんは大変だと思うんですけど、企業も一緒に別トップが変わって、ああだとなったら、また方向がぎゅんっと変わっちゃうというのは一緒なので、大変さは一緒だと思います。分かりますので、一旦、専決処分前に戻すというのをまずしてから、在り方を考えるのは、全然それは大賛成なんですけど、専決処分を一旦取り消し、専決処分前に戻すというのをやった上で検討していただきたいというのがあります。

あわせて、今、廃園、段階的縮小が残っちゃっている状態なので、皆さん言っているとおおり、縮小が今進行中の状態にいる、保護者、園児へのケアというのは、ちょっと同時進行で考えてほしい。もう既に0、1歳がいない状態で来ちゃっているの、もう今、今まさにケアを受けたい状態なんですよ。なので、考えていきますというのじゃなくて、今提供してくださいという感じです。

あわせて、縮小じゃないですという方向になった場合のこと、両方を見据えて、あれが決まったから、じゃあそれを考えよう、あれが決まったからこれを考えようというのじゃなくて、この可能性もある、この可能性もあるというので、あらかじめ幅広く検討していただきたいと思います。

以上です。

○堤子ども家庭部長 非常に法的に不安定なんです。直ちに条例を何とかしたい、そのために在り方が必要だということになってしまうんですけど。だから、この不安定な条例をただ使って、段階的縮小、廃園を最後までやるというようなことができるとは思っていないんです。そこは議会にもご説明して、だからこそ、先ほどご不安もありましたけど、7年の9月、

第3回定例会で勝負を決めなきゃいけない。ここはやっぱりリミットになるんですよということを議会にもご理解いただかなきゃいけない。この不安定な状態を最速で解決するということは、議会も問われているわけです。ということだけお話ししておきます。

あとは、すみません、ご意見として。役所の縦割りなので、考え方をつくってほかの部門を巻き込んでやっていかないといけないということがありますが、それが市民感覚、市民目線と、僕も市民でもありますが、から見れば、もっとスピード感とか、そういうのを持ってというご意見だとは思っております。

○中島保育課長 真ん中の列の男性の方。

○参加者 ありがとうございます。

中長期的に見て、在り方検討会ですね、そちらをされてということは、行政として幸福を追求するという意味では当然なのかなと思って、しっかりやっていただきたいと思うんですけども、中長期的な話だって、そこにいる父母というのは、短期的な話だとしても、同じ時系列で動かしていいものではないと思うんです。

こういうこととしては、私の中で三つあって、専決処分が違法だったわけです。違法だったと言っていいわけですから、これは改正するんじゃなくて、撤廃すべきものだと思うんですね。議論が変わっちゃっているんじゃないかなと思ってまして、そこを踏まえた上でということで、本当に二つ目なんですけど、そう考えるとなんですけれども、私の子であったり、ここにいる皆さんのお子さんに関しましては、その違法な状態の、言い方がちょっと大仰ですけど、犠牲になっているんですよ。なので、その視点に立っていただきたいというのが、二つ目です。

そう考えたときにという、ポイントの三つ目なんですけれども、これは段階的に縮小するという、止めるんじゃなくて、段階的にもとあった状態に回復することを考えていただきたいという、そういうだと思うんですね。ちょっとぜひご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○堤子ども家庭部長 まず、ご意見として、子どもたちが、現場の保育士の先生方もそうなんですけど、この状況で、子どもたちにマイナスの影響が出ないかという不安があるということは、対応しなければいけないので、そうだと思います。現場の保育士さん、保育士の先生方も、結局、この間、去年在り方が否決ということも含めて、それに振り回されているとか、影響されていますので、安心して保育に当たれるようにというのは、僕としても責任だと思うので、少しでもというか、そっちに向かえるようにやっていきたいと思

います。

段階的に回復を考えてほしいということについても、それをどうするかというときに在り方が関わってくるんですけども、ご意見かなと。一気になくて段階的に、それも含めて考えるべきだということだったんですけども。

○参加者 それはすみません、言葉がちょっと少なくてあれだったんですけども、一旦、何回も出ている話ですけども、廃園は廃止しました、撤廃しました。これは段階的な話です。くりのみでもさくらでもいいので、取りあえず、一部屋というか、確保しましたというのを宣言していただければ、廃園ではないんだということは分かるので、それを段階的だと私は言ったんですけど、ちょっと緊張して、すみません。

段階的に移行というものを示す方法はあると思うんですよ。そこを考えていく、ということですよ。よろしくお願いします。

○参加者 技術的な話をすると、今新たな、おとし策定された新しい保育方針にのっとって動くという話であれば、令和7年度に巡回保育チーム、保育士3人を使って、3人から5人使って、巡回保育チームをやらなければいけない状態ですよ、その3人、今現状で本当に必要ですか。その3人を、今ご提案あった。0歳児でも1歳児でも、充てられるんじゃないですか。そこもちょっと確認したいです。巡回保育チーム、本当にやるんですよ。やるつもりで、今この条例を存続させているんですよ。保育士が足りないと言いながら。その3人は、本当に小金井市のためになるんですか。ちょっと失礼なんですけど、職員の前で失礼なんですけども、現場に立っていただいたほうが、小金井市のためになるんじゃないのかなと私は思っています。

もちろんご経験がおありの方がいろいろ回るというのも、もちろんすごく素晴らしいことだと思いますけど、今、本当にそれですか。

○堤子ども家庭部長 まず今回の対応の肝は、まず保育体制があります。保育体制だけではないというお話もさっきもしましたが、保育体制が足りない。その中では、特にさくらの1歳児のクラスをつくれるのかということがありましたけれども、結局、それ以外の通っている子どもたちの保育のレベルをちゃんと保てるか。無理やり引き離させてどうする、保育が何か、お散歩ができないとか、そういうことが生じるのは問題だと思っています。結局、今お預かりしている、将来お預かりする部分も含めて、子どもたちの保育をしっかり、今まで当たり前としてやってきたことは当然守って、やっていくということが大前提だったと思うんですね。

ですので、この欠員問題というのは結構重くて、そちらは、それに加えた将来に向けた計画として、巡回支援チームのこともあると思っています。

あと、そうなると、巡回チームのことも結局は、今行政で決定しているわけではないですから、今は子ども家庭部長はそういう考えを持っているということにすぎませんけれども、ただ巡回支援チームを計画どおりやればよいとは思えないと思うんですね。在り方によって、公立保育園はやっぱりまず必要な体制を取らなきゃいけないという話になりますし、それが民間園も含めた質の維持向上にどうつながるかというのがなきゃいけないから、例えば単純に言えば巡回相談チームをただつくるのが公立の維持向上につながらないのは、それだけつくってもしようがないんじゃないということになるはずだし、民間に向けた仕組みづくりとなれば、例えば僕の観点からでも、令和5年にこれだけのことがあった中では、指導検査という、もう一度強いところも考えなければいけないはずなんです。少なくとも段階的に相談して、指導検査とかでなければ、相談チームだけやっていけば民間園のほうはより安心だというふうにならないんじゃないかと思うわけですね。なぜなら、小金井は、ある保育園の本部に関しては、何らかの不正があったという立場に立っていますから、単なるミスを超えていますよね。そういうことも含めて、よりよい保育につなげるにはどうするか。

そういう意味で、巡回相談チーム一つとっても、まず、公立園の保育の質を維持向上させるという前提に立つ。その次に、全体の在り方につなげるとなると、計画どおりただやるという、在り方の検討を急いで合わせて整合を取らなきゃいけないと思っています。

ちょっとお答えと重なる部分とずれる部分があると思うんですけど、まず一つは、小金井の公立園の保育というのを、レベルを、体制をちゃんと、今さらに欠けている状態ですから、守っていかなきゃいけないということがあって、次はそういう意味で、在り方を検討していくことに関連して、巡回チームはただ巡回チームをつくれればよいととても思えないので、そこと整合、連動するような形でまとめて、在り方の検討を急いでまとめていく必要があると思っていますということなんです。言い過ぎや過不足あれば。

○参加者

まさに正論、おっしゃったのは正論だけど、でも、この方針には、7年度にやるという案なので、もう条例を無視しますというふうにおっしゃっていただいているなら、じゃあ、段階的縮小についても無視してもいいんじゃないのと。そこの、ごめんなさい、ずるいなと。

○堤子ども家庭部長 ご意見として承ります。

○中島保育課長 後ろにお一人いらっしゃるの、じゃあ、中段の。

○参加者 皆さんお疲れのところ申し訳ありません。

まずは控訴を強い決意を持ってされなかったということは、本当に深く御礼を申し上げます。やっぱり白井さんだったって本当に思いました。私も白井さんが大好きです。そして、その白井さんが立ててくださった神山副市長、そして堤さんも、きっと私、大好きです。ありがとうございます。

最初をお願いなんですけれども、私は2019年からくりのみに在籍をしまして、当時は民営化で、突然コロナに入って、民営化の議論が止まった中で、ある日突然、一方的に廃園の条例案が出て、説明会も同じこの場で行われました。私以外にも傷を負っている保護者はたくさんいると思っているんですけれども、市によってこのホールで行われた説明会、一問一答式という形式で、検討します、意見承りましたとあって、何の回答もないまま、保護者と対話をしましたと言われた。今回はそれとは全く違うものが今ここで行われていると信じていますので、回答を求めたいと思っています。何を回答いただきたいかというのは、この後、またちょっとお伝えさせていただきます。

まず1点目、私、本当に知識不足で本当によく分からないんですけど、結局、募集再開の条件って何なんですかというのが本当によく分からないんですね。まず一つは保育士不足というのはとてもよく分かりました。でも、もう1点、違法、無効と司法ではっきりと言われた条例に対して、法的に本当に条例改正って必要なんですかというのが分からなくて、無効なのに条例改正しないとこの段階的縮小を止められないんですか。絶対に。本当になって思っています。だって違法で無効だから。無効ならば、もう効力を持っていないわけだから、進むのはおかしいじゃないですか。だって違法で無効でしょう。何でそれが今生きているのって思っています。

ずっと本当に我が家もこの問題は心を痛めていて、子どもたちには一切廃園の話を含んでしてきませんでした。今、もう目に見えて、クラス、部屋が減っているということで、今回初めて子どもたちにこの話をしました。ぜひこれを伝えてほしいと伝言を承っているの、ちょっと2人分、まず先にこの伝言をお伝えさせていただければと思います。

第二子ですね。「くりのみ保育園が大好きだから、なくさないでください。」という伝言です。

あともう一つ、この場にはいますが、ちょっとこの長丁場と雰囲気自分で言うのはちょっと厳しいということで、第一子、小学2年生になりました。くりのみ保育園に在籍をしていました。彼女がここに書いた台本があるんですけども、本当は本人が読み上げる予定だったんですけども、ちょっと言うのは、ということで代読をさせていただきます。

「くりのみがなくなる決まりがなくなったのに、どうして変わらないんですか。」これが小学2年生からの質問になります。

なので、そこは本当に私も同じで、弁護士連名で法律意見書が提出されていたかと思えます。そこにも、地裁によって無効にされ、公定力もない廃園条例に行政は拘束されないというふうに書かれていたかと思えます。拘束力のない条例が、なぜ今も生きて、この段階的縮小が進むのかというのが本当に理解ができないので、ここは知識不足の一市民にも分かるように説明をしていただきたいと思います。

まず2点目です。これはこの場で繰り返されていますが、中長期の話と今の話と、その両方の話が必要だと思います。最初の説明では中長期の未来の話がメインで、今の話がほぼなかったことはとても残念でした。本当に、聞き方によってはうがった聞き方かもしれないけれども、在り方検討会で中長期で頑張るから、今の子どもたちは我慢してねと、今を犠牲にして未来をつくろうとしているようにすら聞こえました。

3点目が、ちょっと1点目の保育士不足というところに関わるんですけども、そしてその条例がなぜ生きているのかというところにも関わるんですけども、じゃあ来年、現状維持はできますよね。だって今、このクラスの数で運営ができていますから。と思っています。だから、違法で無効な条例を生きているとさえ理解しなければ、なぜそうなっているのが本当に分からないですけども、少なくとも、来年、今のくりのみの2歳児以上、2歳児の募集ができて、2、3、4、5で運営ができて、今、今年の2歳児も、3年後、縦割り保育で欠けた学年があるという影響を受けることなく卒園することができるのかなと思っています。

また、5月入所のホームページを拝見しますと、ちなみに私、保育会社に勤務しているので、配置基準についてはよく分かっているつもりなので、今から言うことはそれがそのまま適用されるものではないというのを理解した上でお話をさせていただきますと、さくらで40名募集、くりのみで17名、わかたけで5名、うち2名が0歳児クラスで今空いている状況ですよ。えっ、保育士いるじゃんって思います。もちろん同じよう

にはできないし、同じというのは、0、1がみんな言うように、今すぐりのみができないというのも重々承知していますし、そんな単純な問題ではないというのもよく分かっていますし、この欠が出ている部分がこれから入ってくるわけですから、そこを受け入れられる体制を常につくっておかなければいけないということをすごく理解はしています。ただ、少なくとも、来年度できるよね、2歳児は、と思っています。それができないのであれば、何でなのかなというふうに思っています。

最後です。在り方検討委員会なんですけれども、やっぱり並行して、今どうするのかという話をもう少し示してほしいです。在り方を検討してから考えるよだと遅いですよね。その間に、もし仮に小金井市がこの段階的縮小を、違法、無効な条例を基に続けるというのであれば、採用計画などで、どんどん保育士を減らす方向に進んでしまうのではないかというふうに思っています。段階的縮小が進んだ結果、会計年度の保育士はいなくなり、在り方検討委員会で、仮にですけれどもくりのみが継続となったときに、在り方検討委員会では、くりのみは必要だよねとなったけど、保育士がいまませんとなってしまわないかって、すごく思います。

なので、在り方検討委員会は在り方検討委員会で中長期で未来を検討をする一方で、今のこの保育をどうするのか。また、在り方検討委員会でどのような結果が出るか分からないからこそ、どのような結果が出ても大丈夫なように、小金井市は今どのように対応するのかという、今の話をぜひ回答をいただきたいと思っています。

最初にお伝えをした、回答を求めたいというのは、今日、提案もありましたけれども、止めることとか、段階的縮小を進めるのではなく、一旦、違法、無効なわけだから、その条例にのっとるのではなく、無効とされた今この瞬間で1回止めて、それを維持して在り方検討委員会で動いて、結果どうするのかというのをまた動きますよという提案があったかと思うんですけれども、それについて、意見を承りますという回答だったんですけれども、意見を承り検討した上で、結果どうなったのかというところの回答をはつきりと求めさせていただきます。

全部言ったかな、大丈夫かな。あと1個だけ、在り方検討委員会は決まったことだと思ってるんですが、ちょっと心配しているのが、役割を考えると、現状を加味しちゃいけないと思うんですね。お金がないからとか、今この条例があるからとかではなく、理想として公立保育園はどうあるべきなのかというのは、現実の問題と全て切り離して検討した上で、小金井市の現状はこうだから、このあるべき役割を具現化するた

めにどうするのかというのを具体化する施策というのを次の段階で決めるべきだと思っているんですね。それを、その両方を、この短期間でやるのかなと思っているんです。

ここからは個人的な意見で、もう決まったことに対してにはなるんですけども、個人的には私、この在り方検討会、むしろこんな短期でやる必要、やっちゃ駄目でしょうと思っています。本当に、それは行政側のロジックで、在り方検討会の先に今後どうするかという時系列があるから、最短でやらなければいけないと思うんですけども、違法で無効な条例をストップをして、ちゃんとしっかり時間をかけて検討をした上で、今後どうするのかというのを考えるべきだと思うんですね。なので、在り方検討委員会は、こんな最短でやる必要は私はないと思っています、むしろ心配しています。

最短でやるということは、そこにもう最初の現実を切り離して考えるべき役割のところにも現実が入り込んで、もうゴール、成果を、令和7年5月までに出不さなきゃいけないから、最短で考えなきゃいけないよねというので、だからどうしてもこれが廃園ありきに見えちゃうんですね。伝わっていますかね。

本来であれば、止める。だって、違法、無効じゃん。止める。少なくとも2歳児からは続ける。0、1は難しくても。でも、できたら0、1も、だって無効だから本当はやったほうがいいよねとは思いつつ、少なくとも2歳まで止める。在り方は、そんな最短とか言わず、議論が尽きないならば、議論を尽くすまで議論をして、役割をしっかりと定めた上で、初めて、じゃあ小金井市のお金の問題、人の問題、ものの問題、いろいろあると思います。この五つの課題、どうする。それは令和6年10月に話すことではなくて、その前の在り方と論点をもっと時間をかけて議論を尽くした上でやるべきことなのではないかなというふうに思っています。

なので、改めてこの違法、無効の条例が今も生きているということを分かりやすく説明していただきたいのと、本当に募集再開にこの違法、無効な条例改正が必要なのか。なぜ、違法、無効なのに条例改正が必要なのかというところを、だって、無効なのに。教えてください。すみません。長くなりました。

○堤子ども家庭部長 まず、違法、無効のところからご説明しないといけないと思うんですけども、主文の2、3のところ、裁判の判断というところで、違法、無効と述べられています。その部分の効力は、冒頭でも説明しましたが、原告とこの事件についてしか及ばないんです。

裁判所の考え方を示されているけれども、この判決で、専決された条例が原告以外の

第三者に対しても違法、無効であるということ、は直接はつながらない。裁判所の考えが示されているだけということにとどまるんですね。そこで、行政や議会が、どうするのが求められているのです。そういう意味では問われているのは市の対応、これが1点目です。

その上で、ここは苦しいところになりますけれども、募集できる体制に、保育体制がないので、そして募集できる保育体制じゃないのに、募集の定員につながる保育所の定員に行くという条例を、考え方を出す条例を出したり、その募集をすることができないから、今、この在り方から考え方をつくらなければいけない。ちょっと回り道に見えますけど、行政はそういうふうなルートでないと先に進めないと考えているということなんです。

違法、無効なのに、裁判所にそういう考えが示され、市は控訴していませんので、その考え方を受け入れているわけです。ただ、繰り返しなんですけど、原告以外の第三者に対して対してそれが及ぶわけではないので。

○参加者 そこがおかしい気がしちゃうんですね。原告の方は自分だけ入園したいわけじゃないのに、原告しか適用されない。これは。

○堤子ども家庭部長 判決そのものはそういうものなんです。

○参加者 市が救済保障しなければならぬ義務は原告にあるというのは、理解しています。でも、だからといって、ほかの保護者に対して無効かと言ったら、無効であるわけではないと思っているんですよ。そこは、無効という対応をしても法的には差し支えないわけですよ。

○堤子ども家庭部長 そこは考え方です。

○参加者 差し支えないならやってよと思うわけですよ。だって差し支えないんでしょう。だけど、差し支えないんだけど、あなたたちには及ばないので、今私たちにはこれが精いっぱいなんですと言われると、そういう判断、って思っちゃいます。

○堤子ども家庭部長 今、でもおっしゃったところですね。まず、判決によって第三者にそうしなきゃいけないということはないけれども、政策的に対応が問われる。そうすると、行政としてその政策的な対応を取り得るかということになって。

○参加者 原告の方は、それ納得しているんですか。その対応に。

○堤子ども家庭部長 原告の方としては、もちろん自分のためだけに訴訟を戦ったわけではないから、全体に対してもやってほしいという思いだということです。メッセージもいただきました。

たし、面会したときもそうおっしゃっていました。なので、今、行政としては、それができるのかという話なんです。保育士、保育体制的に。もっと言うと、保育体制、建物とかもありますけど、それを存続させるということで継続的に行くとするれば、予算とか建物とか人員の計画のことを一緒に変えていかないと、結局そういうふうにならないわけですね。

○参加者　　でも、以前は職員が足りないから0歳児募集人数を減らすとか、そういう、市で調整はできるわけですよね、だから専決処分がなかったこととして対応することが差し支えないのであれば、なかったことを前提として、でも今は廃園方針は止まったけれども、人数がこれだけしか取れないので枠を減らします、募集できませんというんだったら、分かるんです。

○参加者　　そういうメッセージが欲しいです。

○堤子ども家庭部長　　ちょっとそこが苦しいところなんですけど、もともとそういうふうに条例を元に戻すことをする方向で考えたんですけども。

○参加者　　本当に無理なんですか。もっと頑張れない。

○堤子ども家庭部長　　法務担当にそれは無理なんだ、そういうことができないんだという話に、役所的にやっぱりなったんですね。

○参加者　　だって何年もここの保育園あったわけだし、何で現状戻すことがそんなに。

○参加者　　調整されていますよね。

○参加者　　退職の先生、いっぱいいましたよね。

○参加者　　元に戻す、戻さないじゃなくて、戻さなくちゃいけないんじゃないですか。無効だという判断は一応入ったんですから、そこに至る過程の話は確かにいろいろあるでしょうけど、ただそれは今年できなくても、来年はどうなのもあると思いますし、来年は募集しますよという姿勢を出すことはできるじゃないですか。それをどのぐらいの枠にするのかという問題はあると思います。でも、それは枠の問題であって。

○参加者　　時間はかかるけど元に戻しますという説明会なのかなって思っちゃいました。裁判の結果はああだったから。それが何かよく分かんない説明会になったなって思って。

○堤子ども家庭部長　　元に戻して、定数の話をすれば、利用定員ということなんですけれども、決まっている定員をここだけで、ここで募集で行くとかということができないかというのを考えたんですが、結果として、応募数が少ないからとか、それをそういう制度で行くと決めて、そういう結果として募集が少ない、保育士が少ないということならばあり得るだ

ろうと。ただ、これから、定数の数を元に戻す、増やすというときには、それができなければ駄目なんだろうという話なんです。

○参加者 それは何的に駄目なんですか。法的に駄目なわけじゃないですよ。

○堤子ども家庭部長 法的に、直ちに法という言い方をされているわけではないと思うんですけども、地方自治法に基づく行政、市長の姿勢として、そういうできないものを提案して条例化するというのは違うだろうという話なんだと理解しています。

○参加者 そういうことじゃなくて、無効にすればいいわけですよ、専決処分を。

○堤子ども家庭部長 結局、直ちに採用して募集を再開することができない。そうだとすると、妥当な数字とかを考えていくんだとすると、在り方も必要になるから条例改正になっていくということなんです。

○参加者 そこはでも在り方じゃなくて、今募集、今いる保育士の数で面倒を見られる子どもの数を募集してくれればいいんじゃないですか。専決処分の前に戻す、専決処分がなかったら、その前はそういう運用だったはずですよ。

○堤子ども家庭部長 そこで言うと、保育士の状態が、僕らが当初考えていたよりも厳しいということになるわけですね。

○参加者 退職の先生がいっぱいいたのは、行き場がないからじゃないですか。

○堤子ども家庭部長 行き場とは。

○発言者 縮小しちゃっているから、先生の数を増やしてとかじゃないですか。

○堤子ども家庭部長 いえ、元の数から言っても、先ほど差引き15人とはいいましたが、足りない状態なので、の保育士の数をもとと、よくも悪くも段階的縮小の計画でも、ここで保育士を減らすということは考えていないんですよ、結果的にむしろ育休のこととかもあるので、バッファを抱えるって計画だと理解します。最終的に多分6人抱えるんですけど。なので、保育士の方にやめていただいたりする必要はないんですね、むしろ。

○参加者 条例改正って本当に必要なんですか。もう一回聞くんですけど。この違法で無効と、保障の義務があるのは原告だけだけど、でも条例は違法で無効ですよとはっきり司法で言われたわけですよ。その条例を再開するには、改正は必要かもしれないけれども、その条例を一旦ストップをする、もしくはなかった、撤廃、本当に話があったように、本来は撤廃だと思うんですけども、条例改正しないと、そのまま、だっけくりのみは来年、また今度は幼児クラスだけになり、2学年になり、1学年になりと進むって、本当に意味が分からないんですよ。

○参加者 一個人の決定ですよ、これ。西岡さんの一個人の決定でそうなったんですよ。それを裁判所が無効だというおっしゃっている。議論の途中で一個人の決定でそうなっている。裁判所は無効だと言っている。

○堤子ども家庭部長 個人ではありません。

○白井市長 一個人というか、西岡市長の専決処分ではありますが、市長は代表して市長ですので、形としては当然、小金井市という行政の決定ではあります。

○参加者 ただ、その後当選された白井さんは、選挙の公約として。

○神山副市長 でも、条例は引き継いでやっているんですよ。廃園を廃止する条例は否決されているという、その議会の意思決定の重さもあって、今の議会意思は、そこが最終意思ですかね、それ以降は議会意思は示していないので、今の議会意思が何と言ったら、廃園を進めるというのが。

○参加者 最新の。ただ、それは裁判の結果の前ですよ。

○神山副市長 ただ、裁判で自分でその条例が無効って、主文で言っていないんですよ。

○参加者 それはへりくつ。

○神山副市長 へりくつじゃなくて、そういうことなんです。ただ、そういうふうに言われているから行政はどうするというのが、今、議会も含めて全体の統一した進め方を今後図っていくためには、この在り方を検討してやらないと、全ての人たちの意見集約ができないんじゃないかということで、今回こういう提案をしているんです。

皆さんの思いは十分分かっていて、そういう対応するべきであったり、したりすることができ、可能であるというのは、この判決の中でも法律意見書の中でも差し支えないという表現の中では、差し支えないというのは私たちも理解はしているんですけども、それが、議会も含めて全ての市民の人たちの合意を得られる対応かどうかというのは、少し庁内でも議論があるところなんですよ。

それとともに、今の廃園条例に基づいて、人員管理計画も進んでいるわけです。保育園が縮小していく中で、保育士の数を減らす、公務員の定数を減らすという人員管理計画は、もう着実に動いているわけです。

○参加者 保育士が、だって不足しているのに、その削減するという、その削減自体おかしいですよ。

○神山副市長 それは定数が今不足していて、定数を満たしてないということと、定数を減らしていくというのはちょっと違う議論になってくるんですけど、それと、ここで新規で新しい

0、1歳をお迎えするとなると、当然この老朽化した建物の補修であったり、建て替えであったり、じゃあそれを何年度にやるんだというところで、まとまったお金が必要になってくるんです。その財政計画というか、このくりのみにどれぐらいのお金を何年度にかけるかという計画を、今持ち合わせていないんですよね。なぜなら、ここはもう廃園するというのが今動いているから、計画上。そうすると、ここをじゃあ残すとなったときに、財政上、ここに何年度に何億かけるんだというのをきちんとして位置づけなきゃいけない。その財政計画を変えるには、やはりこういう在り方みたいなところでしっかりと根拠を持って、くりのみをどうする、さくらをどうする、でもこの規模じゃなくて縮小というのもありなんですよ。これを丸々建て替えたなら数億円かかるけど、縮小なら何千万円で済むかもしれないという議論も含めて、財政計画にどこで落とししていくかということも含めて、それをオール市民、オール小金井、議会も含めてコンセンサスを得るには、しっかりした議論が必要なんじゃないかなというところで、それには、本来であればこの在り方も2年、3年かけてじっくり検討すべきだと思うんですけども、そんなにくりのみもさくらも待てないので、できるだけコンパクトに、そういう議会も含めて市民の方に納得していただけるような理論構成、構築するには、この在り方をぜひ検討させてくださいということで、今回、議会の最終日に出して、何とか合意を得たわけです。

昨年は、この在り方条例でさえ否決されているので、その検討さえも必要ないじゃない、だって、もうさくら保育園、くりのみ保育園は廃園って決まっているんだから、今さら在り方を検討してもしょうがないんじゃないというところから、何とかここまで、在り方を検討させてください、公立保育園のどういうことが役割として求められているのかというのを今ここで検討させてくださいというところまで来たので、何とかここからスタートさせてくださいというのが今日のお願いです。

すみません、ちょっとしゃべり過ぎていますね。

○参加者 よく分かりました。

○参加者 私もよく分かった。

○神山副市長 ただ、だから、保育園の廃止とか方針を撤回すれば、全てが片づくというほど、今、単純じゃないということなんです。もういろいろな、この2年間の中でいろいろなものが進んじゃっているということなんです。前回、条例を出したときなら、まだ立ち止まれたかもしれないけれども、もうそういう状況じゃないというところをもうちょっと

皆さんにご理解いただいて、これからよりよいものを改めて考えていきたいと思いますという事です。

ただ、今おっしゃったとおり、今の子どもたちをどうしていくんだというのは、それは別の議論であるので、それについて堤部長も先ほどから答弁しているように、お答えしているように、それはまた別の話として、並行してやっていかなきゃいけないかなというのは思っていますけれども、ちょっとその辺はごっちゃにしない中で、今の子どもたちにできることは当然考えていきますし、一方で、じゃあこのくりのみをどうするかという、くりのみを含めた公立保育園をどうするかというのは、また別のところでしっかりと検討させてください。それを改めて議会のところでも上程をして、何とか市議会にもご理解いただきたいということを、今、白井市長は考えているので、白井市長も頑張っているの、何とか応援をよろしく願いできればと思います。

○参加者 廃園が進んでいて、それで市役所内でも体制が進んでいるということだと思うんですけど、これから在り方検討委員会、約2年近くかけて進むと思うんですけど、その間も、市役所内では廃園に向けて人員はずっと動き続けちゃう。

○神山副市長 今回の立場からすると、今の計画を変えるだけの根拠がないので、今のものが進んでいく。だからなるべく短期間で。

○参加者 裁判の結果は根拠にならないんですか。

○神山副市長 裁判の根拠は、先ほどから言っているように、原告にしか及ばないという今スタンスです。

○参加者 差し支えないわけですね。

○神山副市長 差し支えない。

○参加者 差し支えない範囲でそこは頑張れないんですか。

○神山副市長 すみません。力及ばずなところがあるんですけど。

○参加者 頑張るって。

○神山副市長 これも正直に、今はちょっとまだ力が及ばずです。うそを言ってもしようがないので、差し支えないのはおっしゃるとおりなんです。だから差し支えないんです、やろうと思えば。でも、まだそこまで全体のコンセンサスが取れていないというのも現状であるので、ただ、いろいろなところで、やっぱりこの裁判は大きいので、これを契機に、やっぱりいろいろなところで今まで議論が含まれていなかった、ボタンを掛け違えてしまっていたところがたくさんあるので、今戻さないと、これはもうこのままずっと行ってし

まうので、一度きちんとした形で整理をさせていただきたい。それには時間がかかるので、その時間がかかることについては、冒頭で白井市長がおわびを申し上げたとおり、少し市長に時間をくださいということで、お願いを申し上げたところなんです。

○参加者　　じゃあ、どうしたら廃園しない方向に向かってはいけるんですか。こういうので何かやるんですか。アンケートとかワークショップとかでみんなが声を上げれば、何かいい方向に進むんですか。

○神山副市長　　もちろんアンケートの答えもそうですけれども、アンケートだけではなくて、そもそも、くりのみ保育園を含めた公立園がどうするかというのが、小金井は実は決まっていないんですよ。今の段階では、小金井市は、公立保育園を全部潰したっていいという方針になっていますからね。残すという方針はどこにもないんですよ。皆さん知らないかもしれませんが、さっき言ったように、ほかの市は、公立保育園の在り方をきちんと検討して、こういう機能があるから、こういう必要性があるから、何園残しましょうとこうなっているのに、今取りあえずは2園残しまして、3園は廃止の方向です、でもその2園は当面は継続しますが、将来は分かりませんというような不安定な状態にあるということなんです。だからそういうところもしっかり議論しないといけないかなというところだと私は思っているんですけど、すみません、私の私見が随分入っちゃっているので、個人的な意見も含めてというところで、今ちょっと申し訳ないです。

○参加者　　たしか、この専決処分の前に、廃園方針が出たときに、それに対してみんな署名を集めて、6,000筆を超える意思が示されています。それを無視するののかという話もありますし。

○神山副市長　　でも、きちんとそれは計画とかに位置づけられていないですよ、その意思是。

○参加者　　だから、位置づけられるべきでしょう。もう出ているわけだから、だからそれも含めて、だからこれから公立園の在り方をしっかり位置づけないといけないというところなんだと思っているんです。

○参加者　　それを今やるのかという話なんです。もう出ているのに。

○神山副市長　　出ているのにというのは、意志が出ているのにという。でも、計画上はまだない。

○発言者　　そうですけど、そのときにやるべきなんです。

○神山副市長　　申し訳ないですが、行政は計画や方針を立てるときには、面倒くさいけどこういう手続を経ないといけないというところもあるので、ちょっとそれにお時間がかかってしまふところは申し訳ないですというところなんです。

- 参加者 来年度の予算っていつ決めるんですか。
- 堤子ども家庭部長 大体10月に予算要求、各課としては8月、9月に考えて、10月に予算要求があつて、最終的に市の案がまとまってくるのは1月とかです。
- 参加者 そのときに、廃園前提で予算を組むのか、存続の可能性を残して組むのかで変わってきますよね。真っただ中。
- 神山副市長 予算は、当面はこのままで行きますけど、例えば、どこでどういうタイミングでどういう方向転換があるか分からないですけど、そういうときには、例えば補正予算があるとか、違う答えの出し方はあるかもしれないですけどね。
- 参加者 今はそのタイミングではないんですか。
- 神山副市長 今はそのタイミングではないというふうに考えています。
- 参加者 でも、これ以上に強いタイミングはないんじゃないかなと思うんですけど、今、出しているものが。
- 神山副市長 その判決が出たというところですよ。
- 参加者 集団訴訟を起こせばいいんですか。
- 神山副市長 そういうふうになりますよね。
- 参加者 別に、戦いたいわけじゃないんです、これは。
- 神山副市長 いや、皆さんのお気持ちは分かります。
- 参加者 市のサービスにすごい満足しているからこそ、今、声を大にしていろいろ伝えたいという気持ちなので、争いたくないですし、ただ、それしか手段を示していただけないかなというところですね。
- 神山副市長 私たちも別に争いたいわけじゃないので。
- 参加者 そこは分かりますけど。
- 神山副市長 ただ、皆さんのスピード感と、役所の事務行政のスピード感が違うということが非常にあるかもしれないのは、申し訳ないですけど。
- 参加者 失礼、子どものスピード感なんです。子どもスピード感なんです。我々の2年、3年の話をしているんじゃなくて、子どもの2年、3年の話をしているので、30年、40年生きている人の2、3年の話をしているんじゃないんですよ。5、6歳までの、その間の2年、3年の話をしているので。
- 神山副市長 なので、ちょっと先ほど申し上げたとおり、ちょっと在り方のこの話と、今の話というのは、ちょっと別の話としてちょっと議論を進めなきゃいけないかなと思うんですけ

ど。在り方はちょっと別の次元なので。

○参加者

すみません、私の発言のところですごく広がっちゃっているんですけど、最後、じゃあお伝えさせていただくと、じゃあそれが別の話なのであれば、ちょっと今日の説明会の進行は失敗しちゃったねって思っています。未来は未来、今は今で、今の子どもたちにどうしてくれるのかというのを、改めてもっと分かりやすくお話をさせていただかないと、在り方検討委員会で何かごまかされているなというふう聞こえてしまうので、そこは並行して、改めて私たちにお伝えいただきたいというのを、一つの要望として挙げさせていただきます。

最後、改めて強い要望として挙げさせていただきたいのは、いろいろなご事情で、今日は白井さんだけじゃなくて、神山さんもすごく熱い思いを持って、本当にこのことに取り組んでくださっているんだということがよく分かったのは、私はとてもうれしかったです。

だからこそではあるんですけども、差し支えない範囲で、せめて来年の2歳児の募集は継続してくださいねというのは、強くこれは求めます。このまま階的縮小を進めるのではなく、義務があるのは原告かもしれないけれども、主文だろうが副文だろうが、司法として違法、無効と言われて、実際にはマスコミにも批判されていますよね、この小金井市の解釈と対応を。新聞にも出ているし、複数の大学の教授の方が言っていますよね。今の小金井市おかしいよね、西岡さんじゃなくて。やっぱりそこを受けて、少なくとも現状維持を差し支えない範囲でやっていただきたいというのは、強く要望として2点、挙げさせていただきますし、何らかの形で回答をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○中島保育課長 最後、挙手いただいた。

○参加者

すみません。皆さん言っていっちゃるし、最後、すごいスピーチが入りましたので、私から申し上げることはもうないんですけども、皆さん言っているとおり、希望としては、本当に在り方検討委員会は置いておいて、それはそれでやっていただく。最初に失敗したのはそこです。何かそれを理由に、我慢してねみたいな感じがすごい受け取れて、いや、我慢できませんわみたいな。全然我慢できる感じじゃないですわみたいな、不安ですわみたいなのが伝わったので、改めて、今の子どもたちにとってベストな形として、せめてストップ、最低限ストップ、できれば戻すみたいな形で、そこはそんなに

難しくないんじゃないかなって正直思っちゃうので、父母としては。なので、そこは努力をしていただきたい。

最近、うち夫婦げんかしたんですけど、何かやりたいと言われて、いや、でもどうするの、これどうするの、でもそうするとこお金かかるじゃん、お金どうするのみたいな、いつまでにやるのみたいな話をしたときに、それは全部できない理由じゃないかみたいな、できない理由ばかり並べるなみたいな、怒られたばかりでして、何かすごく似ているなと思って。できないというばかり、大人で、市役所で、大変だと思うんですけど、一生懸命できない理由を並べている感じがすごく伝わってきちゃって。やりたいんですよ、白井さんは。だって、やりたいんですよ。廃園をちょっと止めたいんですよ。なので、できる方法を考えて実行していただきたいです。そんな、大丈夫です。大人の事情とかも結構ですので、もうおなかいっぱい聞きましたので、あとはできる方法を考える、やるというのを、もうすごい期待しているので、白井市政に、ここの中の人たちに。なので、ぜひそこをお願いしたいなと思います。

以上です。

○中島保育課長 長時間、ご参加いただきまして、ありがとうございました。こちらで本日の説明会を終了とさせていただきます。

冒頭にご案内しましたが、本日のご発言については、個人が分からないような形で議事録としてまとめさせていただきます。

改めて、本日はご多忙の中ご参加いただきまして、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会